

## 第2編 災害予防計画



(共通編) 第2編 災害予防計画

第1章 基本方針	1
第1 災害応急対策への備えの充実	1
第2 市民参加による地域防災力の向上	1
第3 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備	1
第4 調査研究体制等の強化	2
第5 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承	2
第6 東日本大震災を教訓とした地震対策	2
第7 その他の災害予防対策の推進	3
第2章 災害応急対策への備えの充実	4
第1節 組織体制の整備	4
第1 趣旨	4
第2 朝来市防災会議	4
第3 初動体制の確立	4
第2節 研修・訓練の実施	6
第1 研修	6
第2 防災訓練	6
第3節 防災協力体制の確立	8
第1 県・市町間の広域連携強化	8
第2 国・県外自治体間の広域連携強化	9
第3 情報伝達体制の連携強化	11
第4 その他民間団体等との協力体制の整備	12
第5 応援・受援体制の整備	15
第4節 災害対策拠点の整備・運用	17
第1 災害対策拠点としての本庁機能の充実	17
第2 災害対策拠点の機能強化のための環境整備	18
第5節 情報通信機器・施設の整備・運用	18
第1 市防災行政無線の整備	18
第2 非常通信体制の充実強化	18
第3 フェニックス防災システムの運用	19
第4 兵庫衛星通信ネットワークの活用	19
第5 防災気象情報提供システムの活用	19
第6 防災基礎情報のデータベース化の検討	19
第7 市民への情報伝達システムの整備・活用	19
第8 情報システム機器等の管理運用	20
第6節 防災拠点の整備	21
第1 広域防災拠点	21
第2 地域防災拠点	22
第3 コミュニティ防災拠点	22
第4 防災拠点の連携強化	23
第7節 火災予防対策の推進	25
第1 消防力の充実・強化	25
第2 火災予防対策	26
第8節 防災資機材の整備	27
第1 住民用資機材	27

第2	自主防災用資機材	27
第3	救出救助用資機材	27
第4	水防資機材	27
第9節	災害医療システムの整備	28
第1	医薬品等の備蓄	28
第2	住民に対する啓発	28
第3	災害医療体制等の整備	28
第10節	緊急輸送体制の整備	29
第1	緊急輸送道路ネットワークの形成	29
第2	緊急交通路の確保	30
第3	ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	30
第11節	避難所等対策の充実	31
第1	避難所等の指定等	31
第2	避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成・運用	33
第3	避難誘導體制の確立	34
第4	避難所管理運営体制の整備	34
第12節	備蓄体制等の整備	35
第1	食料、生活必需品等備蓄・調達の基本方針	35
第2	食料	35
第3	生活必需物資	36
第4	応急給水	37
第5	衛生物資	38
第6	医薬品	38
第7	調達・搬送・配布体制の整備	38
第13節	家屋被害対策の充実	40
第1	罹災証明書の発行体制の整備	40
第2	家屋被害認定士制度	40
第3	被災建築物応急危険度判定制度	41
第4	被災宅地危険度判定制度	41
第5	応急仮設住宅等の事前準備	42
第14節	廃棄物対策の充実	43
第1	災害廃棄物処理計画の策定	43
第2	災害廃棄物処理体制の確立	43
第3	応援体制の整備	43
第15節	災害時要援護者支援対策の充実	44
第1	地域安心拠点の整備	44
第2	災害時要援護者支援体制の整備	44
第3	災害時要援護者に配慮した食料・物資の確保	46
第4	平常時の地域ケアシステムとの連携	46
第5	災害時要援護者関連施設への災害対策の実施	47
第16節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	48
第1	災害ボランティア活動支援マニュアルの作成	48
第2	受入体制の整備	48
第3	災害ボランティア活動の環境整備	48
第4	災害ボランティアの活動拠点の確保	48
第5	災害救援専門ボランティアの活用	49
第17節	水防対策の充実	50
第1	浸水想定区域における避難確保措置	50

第2 市民への周知	50
第3 その他の対策	51
第18節 土砂災害対策の充実	52
第1 土砂災害による被害を防止するための対策	52
第2 市民への周知等	52
第19節 中山間地等における地震災害対策の充実	54
第1 地域の孤立に備えた対策の推進	54
第20節 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用	56
第1 制度の概要	56
第21節 業務継続計画の策定	57
第1 業務継続計画の概要	57
第2 市の業務継続計画	57
第22節 重要施設の防災計画	58
第1 重要施設の登録	58
第2 平時の取組み	58
<b>第3章 市民参加による地域防災力の向上</b>	<b>59</b>
第1節 防災に関する学習等の充実	59
第1 市民に対する防災思想の普及	59
第2 災害教訓の伝承支援	59
第3 市民に対する防災知識の普及	59
第4 「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上	61
第5 防災関係機関の職員が習熟すべき事項	61
第6 市の実施する研修等	61
第7 防災上重要な施設の職員等に対する教育	62
第8 学校における防災教育	62
第9 こども園（保育園）における防災教育	63
第2節 市民・事業者等による地区防災計画の策定	64
第3節 自主防災組織の育成強化	65
第1 方針	65
第2 活動	65
第3 育成強化対策	66
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進	68
第1 災害時に企業が果たす役割	68
第2 企業の平常時対策	68
第3 発災時の対応	69
第4 事業所の防災組織	69
<b>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</b>	<b>71</b>
第1節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	71
第1 地震防災緊急事業五箇年計画の概要	71
第2節 防災基盤・施設等の整備	73
第1 防災基盤整備事業	73
第2 公共施設等耐震化事業	74
第3節 建築物等の耐震性の確保	75
第1 公共施設等の耐震化	75

第2	一般建築物耐震化の促進	76
第3	建築物の耐震性強化の普及啓発	77
第4	落下物等の対策	78
第5	ブロック塀の倒壊防止対策	78
第4節	まちの防災構造の強化	79
第1	計画的な市街地等の防災構造の強化	79
第2	市街地等を連絡する道路ネットワークの確保	79
第3	安全で快適なまち空間の形成	79
第5節	水害の防止施設等の整備	80
第1	河川施設の整備	80
第2	内水（河川に排水できずにはん濫した水）の排除対策の推進	80
第3	ため池施設の整備	80
第4	ダム施設の維持管理	80
第6節	地盤災害の防止施設等の整備	81
第1	砂防設備の整備	81
第2	地すべり防止施設の整備	81
第3	急傾斜地崩壊防止施設の整備	81
第4	治山施設の整備	82
第5	土地改良施設の整備	82
第6	宅地防災対策	82
第7	災害危険区域対策の実施	83
第7節	交通関係施設の整備	84
第1	道路施設の整備	84
第2	鉄道施設の整備	85
第3	災害時用臨時ヘリポート対策の実施	85
第8節	ライフライン関係施設の整備	86
第1	電力施設の整備等	86
第2	ガス施設の整備等	89
第3	電気通信施設の整備等	91
第4	水道施設の整備等	94
第5	下水道施設の整備等	95
<b>第5章</b>	<b>調査研究体制等の強化</b>	<b>97</b>
第1節	地震に関する調査研究の推進	97
第1	防災アセスメントと被害想定との推進	97
第2	地区防災計画の作成	97
第2節	地震観測体制の整備	98
第3節	風水害に関する調査研究の推進	99
第1	調査研究体制の整備	99
第2	平成16年台風第23号災害及び平成21年台風第9号災害の教訓と継承	99
第3	防災アセスメントと被害想定との推進	99
第4	地区防災計画の作成	99
<b>第6章</b>	<b>その他の災害予防対策の推進</b>	<b>100</b>
第1節	雪害の予防対策の推進	100
第1	道路除雪対策	100
第2	雪崩対策	100

第2節	危険物等の事故の予防対策の推進	101
第1	危険物の保安対策の実施	101
第2	高圧ガスの保安対策の実施	102
第3	火薬類の保安対策の実施	104
第4	毒物・劇物の保安対策の実施	105
第5	たい積物の保安対策の実施	106
第3節	大規模事故等災害予防対策の推進	108
第1	交通安全対策の充実	108
第2	交通関係機関等における大規模事故に対する体制の整備	108
第3	雑踏事故の予防	111
第4節	原子力等事故災害予防対策の推進	113
第1	緊急時モニタリング体制の整備	113
第2	救援・救護活動体制の整備	113
第3	平時からの防災関係機関等との連携体制の整備	114
第4	災害時要援護者支援対策の強化	114
第5	原子力災害等に関する学習等の充実	115
第6	災害対策要員の研修・訓練の実施	116
第7	防災訓練等の実施	116
第8	県外からの避難の受入れ体制の整備	116
第5節	鳥インフルエンザ予防対策の推進	118





## 第1章 基本方針

### 第1 災害応急対策への備えの充実

---

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備内容等を明示する。

- 平時の防災組織体制の整備と研修・訓練等の実施
- 広域防災体制の確立
- 災害対策拠点、情報通信機器・施設や防災拠点の整備
- 火災予防対策の推進、消防施設・設備の整備
- 防災資機材の整備
- 災害救急医療システムの整備
- 緊急輸送体制の整備
- 避難対策の充実
- 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進
- 備蓄体制等の整備
- 家屋被害制度等の整備
- 廃棄物対策の充実
- 災害時要援護者（要配慮者）支援対策の充実
- 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- 水防対策の充実
- 土砂災害対策の充実
- 中山間地等の集落散在地域における地震災害対策、風水害対策の充実
- 災害対策基金の積立・運用 等

### 第2 市民参加による地域防災力の向上

---

災害初動時においては、市民の自助・共助による自発的かつ迅速な行動が災害の抑止に大きく資することとなる。そのため、平時から、減災のための備えを実践する市民運動を展開し、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、住民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。

- 防災に関する学習等の充実
- 自主防災組織の育成強化
- 企業等の地域防災活動への参画促進

### 第3 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

---

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる堅牢でしな

やかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

- まちの防災構造の強化
- 防災基盤・施設等の整備
- 建築物等の耐震性の確保
- 水害の防止施設等の整備
- 地盤災害の防止施設等の整備
- 交通関係施設の整備
- ライフライン関係施設の整備

#### 第4 調査研究体制等の強化

---

災害に対して、よりの確な備えを講じるため、次の事項を中心に、調査研究体制等の強化について明示する。

- 地震に関する調査研究の推進
- 地震観測体制の整備
- 風水害等に関する調査研究の推進

#### 第5 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

---

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進するため、次の事項を中心に、教訓の発信と継承のための取り組みを明示する。

- ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動
- 住宅再建共済制度の推進 等

#### 第6 東日本大震災を教訓とした地震対策

---

東日本大震災の主な特徴として、地震・津波による被害が甚大であったこと、被災地域が広大であったこと、中・長期的な災害対策が必要とされたことなどが挙げられる。これらの点を踏まえ、次の事項を中心に、対策を明示する。

- 災害対策本部機能の強化
- 避難指示等の住民への伝達体制、伝達手段の整備
- 初期の情報収集手段の整備
- 防災事務の従事者（自治体職員、消防団員等）の安全確保
- 安否情報の確認体制の整備
- 中・長期にわたる災害対応の整備
- 物資等の備蓄・輸送対策の整備
- 災害時の相互応援協定の締結
- 市民の防災意識向上のための普及啓発の強化

## 第7 その他の災害予防対策の推進

---

雪害、危険物、大規模事故災害等の事故について明示する。

- 雪害の予防対策の推進
- 危険物等の事故の予防対策の推進
- 大規模事故等災害予防対策の推進
- 原子力等事故災害予防対策の推進
- 鳥インフルエンザ予防対策の推進

## 第2章 災害応急対策への備えの充実

### 第1節 組織体制の整備

実施担当	危機管理室防災安全課
------	------------

#### 第1 趣旨

市は、市域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、市防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

#### 第2 朝来市防災会議

##### 1 設置根拠

災害対策基本法第16条

##### 2 組織及び運営

災害対策基本法、朝来市防災会議条例（平成17年朝来市条例第17号）及び朝来市防災会議運営規程（平成17年朝来市訓令第15号）に定めるところによる。

##### 3 所掌事務

朝来市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること等

#### 第3 初動体制の確立

市は、迅速な初動体制の確立のため、平時から災害即応体制の確立に努める。

##### 1 24時間即応体制の確立

災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿・日直及び南但消防本部と防災担当職員との連絡体制を確立する。

##### 2 職員の参集体制の確立

職員参集連絡網、職員災害初動マニュアル（災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル）を作成し、職員の参集体制を確立する。

なお、緊急時の連絡体制に万全を期すため、個人情報の扱いに留意したうえで、個人所有の携帯電話番号、携帯メールアドレスの管理台帳の整備を検討する。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興に資するよう、災害対応経験者のリスト化や、退職者の一時的な活用等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

### 3 緊急地震速報の活用

気象庁が発表する緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。

#### (1) 緊急地震速報の内容

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。

#### (2) 伝達体制及び通信設備等の充実

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信設備等の充実を図る。

#### (3) 緊急地震速報利活用マニュアルの整備

市は、来客者及び職員の安全確保を図るため、公共施設等において、緊急地震速報の利用方法等を定める緊急地震速報利活用マニュアルの整備を図る。

#### (4) 普及・啓発

緊急地震速報は、その特性や限界をよく理解した上で利用することにより、減災効果を高めるとともに混乱や事故などを防ぐことが期待される。そのため、市は、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

#### (5) 訓練等による活用

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発止時の対応行動の習熟を図るよう努める。

## 資料

### 1-1 朝来市防災会議条例

## 第2節 研修・訓練の実施

実施担当	危機管理室防災安全課、各支所
------	----------------

### 第1 研修

市は、学識経験者、防災関係職員等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員を積極的に参加させ、災害対策要員の対応能力の向上に努める。特に市長及び幹部職員については、県が実施する専門的な研修等を活用するなど、防災対応能力の向上を図る。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

なお、県は、次のような研修を実施している。

- 1 人と防災未来センター等と連携し、災害対策要員の専門性の向上を図るため、県及び市町等の災害対策要員を対象に、防災に関する体系的・総合的な知識習得のための「ひょうご防災カレッジ」の研修を実施している。
- 2 初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図るため、「フェニックス防災システム」の端末設置機関の職員を対象とした操作研修会を実施している。

また、人と防災未来センターでは、地方自治体の防災担当職員等の災害対策実務を担う人材を育成するため、災害対策専門研修を実施している。

### 第2 防災訓練

市及び防災関係機関は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、市民の防災意識の高揚等、目的に応じた防災訓練を実施し、実践的な災害対応力の向上を図るとともに、訓練結果の検証を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化に努める。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域、学校、職場等での防災訓練について、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、飛散防止用フィルムの貼付等、被害減少のための予防的な取り組みを加味するよう工夫するとともに、緊急地震速報、避難指示等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実践的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努める。

#### 1 総合防災訓練

防災関係機関が相互に連携を密にした、迅速かつ的確な災害応急対策の実現を図るため、総合防災訓練を実施する。実施時期、実施場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等と協議して決定する。

また、県及び近隣市町の主催で実施される総合防災訓練にも積極的に参加し連携強化を図る。

(主な参加機関)

所管国・県等関係行政機関、市、南但消防本部、消防団、南但馬警察署、自衛隊、ライフライン機関、自主防災組織、学校、各種団体、事業所、ボランティア等

(主な訓練項目)

災害対策本部設置・運営訓練、情報収集・伝達訓練、災害時広報訓練、避難誘導訓練、避難所開設・運営訓練、救助・救出訓練、救急・救護訓練、消火訓練、水防訓練、ライフライン復旧訓練、交通規制訓練、障害物除去訓練、緊急輸送訓練、炊き出し訓練、災害ボランティア受入訓練、防災資機材の使用方法的習熟訓練等

## 2 個別訓練

市その他防災関係機関は、抜き打ちで訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

### (1) 災害対策本部設置・運営訓練

被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。実施に当たっては、対策本部と各支所対策部との連携強化を重視したものとする。

### (2) 職員非常参集訓練

勤務時間外における災害の発生を想定し、職員の災害初動体制の迅速な確立を図るための情報伝達訓練及び参集訓練を実施する。

### (3) 情報収集・伝達訓練

区・自主防災組織・消防団等と連携した災害情報収集訓練を実施するとともに、ケーブルテレビを活用した市民への災害情報の伝達訓練を実施する。また、国・県・防災関係機関等との情報伝達訓練を実施する。

### (4) 避難所開設運営訓練

区・自主防災組織・学校等と連携した避難訓練及び避難所開設・運営訓練を実施する。

### (5) 災害図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

① 災害対応の模擬訓練

② 他機関との連携訓練等

③ 鉄道事故等の地震に伴う複合災害を想定した訓練

### (6) 地域自主防災訓練

地域防災力の向上、市民の防災意識の高揚等を図るため、市等関係機関の指導のもと、区、自主防災組織、学校、事業所等が主体的に避難、初期消火、避難所開設等の訓練を実施する(地震、水害等様々な災害態様を想定して訓練の内容を設定する)。

市は、自主防災組織等による地域主体の防災訓練の実施に当たり、適切な指導に努める。

### (7) 水防訓練

市及び消防団は、円滑な水防活動を遂行するため、雨期及び台風シーズン前など訓練効果のある時期を選んで、水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測等を織り込んだ水防訓練を実施する。

(8) 消防訓練

市及び消防団は、円滑な消防活動を遂行するため、南但消防本部と連携し火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・救出訓練、避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じ他の関連した訓練と併行して行うものとする。

**3 その他**

市は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員のとるべき行動をとりまとめた、職員災害初動マニュアルを活用するとともに、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る。

## 第3節 防災協力体制の確立

---

実施担当	危機管理室防災安全課
------	------------

### 第1 県・市町間の広域連携強化

---

市は、大規模災害や防災全般に関する協力体制強化のため、県・近隣市町等との広域相互応援体制の整備を進める。

必要に応じ、災害時応援協定の締結を進めるとともに、特に県との連携のもと、災害情報を一元的に把握・共有することができる体制を構築するとともに、適切な対応がとれるよう努める。

**1 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定**

県及び県内市町は、相互に応援を要請又は応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 兵庫県、県内 41 市町
- (2) 締結時期 平成 18 年 11 月 1 日
- (3) 応援の内容

災害応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受入れ等

**2 兵庫県水道災害相互応援に関する協定**

県及び県内市町等は、水道災害発生時における相互応援活動を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 兵庫県、県内 41 市町、県内各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会
- (2) 締結時期 平成 10 年 3 月 16 日
- (3) 応援の内容

応急給水作業、応急復旧工事、必要な資機材・車両等の抛出、工事業者のあっせん等



### 3 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び県内市町等は、災害発生時における災害廃棄物処理の円滑な実施のため、相互応援活動を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 兵庫県、県内 41 市町、県内関係一部事務組合
- (2) 締結時期 平成 17 年 9 月 1 日
- (3) 応援の内容

災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん、職員の派遣、焼却・破碎等中間処理の実施及び処理業者のあっせん等

### 4 兵庫県広域消防相互応援協定

県内市町及び消防事務組合等は、相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害に対処することを目的として、相互応援活動を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 兵庫県内 19 市町、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合
- (2) 締結時期 平成 25 年 10 月 23 日
- (3) 応援の内容

大規模災害等の対処の応援活動

## 第2 国・県外自治体間の広域連携強化

---

市は、大規模災害や防災全般に関する協力体制強化のため、国・県外自治体との広域相互応援体制の整備を進める。

### 1 近畿地方整備局との応援協定

朝来市の区域において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、近畿地方整備局が被災直後等の緊急的な対応を実施するに当たって必要な事項を定めた応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 近畿地方整備局長
- (2) 締結時期 平成 24 年 6 月 13 日
- (3) 応援時期
  - ① 朝来市の区域で重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
  - ② 朝来市災害対策本部が設置された場合
  - ③ その他近畿地方整備局又は朝来市が必要とする場合
- (4) 応援の内容
  - ① 情報の収集・提供（情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む。）
  - ② 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊の派遣を含む。）
  - ③ 災害に係る専門家の派遣
  - ④ 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け
  - ⑤ 近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣
  - ⑥ 通行規制等の措置

⑦ その他必要な事項

## 2 宮城県角田市及び山元町との応援協定

角田市、山元町及び朝来市において地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に備え、相互応援協定を締結している。

(1) 協定締結者 宮城県角田市長、宮城県亘理郡山元町長

(2) 締結時期 平成24年11月21日

(3) 応援の内容

① 応急対策及び復旧・復興等に必要な職員の派遣

イ 情報収集・連絡事務等に必要な職員

ロ 対策等の実施に必要な職員

② 応急対策及び復旧・復興に必要な物資、資機材の提供

イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材

ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材

ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

③ 被災者及び避難者の受け入れ

④ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

## 3 京都府福知山市との応援協定

福知山市及び朝来市において地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に備え、相互応援協定を締結している。

(1) 協定締結者 福知山市長

(2) 締結時期 平成25年2月6日

(3) 応援の内容

① 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣

② 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

③ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供

④ 被災者及び避難者の受け入れ

⑤ 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

## 4 大分県竹田市との応援協定

竹田市及び朝来市において地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に備え、相互応援協定を締結している。

(1) 協定締結者 竹田市長

(2) 締結時期 平成25年11月9日

(3) 応援の内容

① 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣

- ② 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- ③ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ④ 被災者及び避難者の受け入れ
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

## 5 福井県小浜市との応援協定

小浜市及び朝来市において地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に備え、相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 小浜市長
- (2) 締結時期 平成 27 年 11 月 30 日
- (3) 応援の内容
  - ① 被災者の救出、医療、施設の応急復旧に必要な物資、機材及び車両の提供
  - ② 食料、飲料水及び生活必需品その他の生活物資並びにその供給に必要な資機材の提供
  - ③ 被災者を一時収容するための必要な施設の提供及び斡旋
  - ④ 応援に必要な職員の派遣
  - ⑤ 災害救助ボランティアの斡旋
  - ⑥ 被災児童生徒の受け入れ
  - ⑦ 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

## 6 長崎県壱岐市との応援協定

壱岐市及び朝来市において地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に備え、相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 壱岐市長
- (2) 締結時期 平成 30 年 9 月 28 日
- (3) 応援の内容
  - ① 被災者の救出並びに医療機関及び防疫施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
  - ② 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供
  - ③ 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
  - ④ 救助及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
  - ⑤ 前各号に掲げるもののほか特に被災市から要請がある事項

## 第3 情報伝達体制の連携強化

---

市、県、放送事業者は、災害時における避難指示等の情報伝達について、情報内容、連絡方法等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の連絡責任者を定めたリストを作成し共有する。

また、市は、地域メディアと情報提供等に関する協定を締結するなどの体制整備に努める。

### 1 兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会の相互応援協定

市は、兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会加盟の各会員と災害発生時における災害応急対策業務の応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

① 協定締結者 兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会加盟の16会員

② 締結時期 平成20年3月1日

③ 応援の内容

災害応急対策及び応急復旧に必要な資機材等の提供及びあっせん、職員の派遣、ボランティア・募金の募集等の放送等

## 第4 その他民間団体等との協力体制の整備

市は、災害時における迅速な応急対策を実施するため、市内外の民間団体や災害関係NPO等多種多様な団体との応援協力体制の整備に努める。

なお、建設業団体等については、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に努めるものとする。

### 1 災害時における応急対策業務に関する協定

市は、民間団体と災害発生時における災害応急対策業務の応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

協定締結者	締結時期	協定の内容
朝来市建設業協会	平成18年2月14日	人命救助、道路交通確保等のための障害物の除去作業、災害応急対策及び応急復旧に必要な建設資機材及び労力の提供等
あさご管工事業協同組合	平成20年4月23日	上・下水道施設の復旧業務
兵庫県電気工事工業組合 但馬支部	平成20年6月2日	被害情報等の情報収集、感電災害・漏電災害の防止、仮設電気工事・応急復旧工事の実施等
兵庫県自動車整備振興会 但馬支部	平成21年12月2日	緊急車両通行のためのレッカー車等による道路等の放置車両等の除去・クレーン、ジャッキ、ハンマー、ウインチ等による被災者の救助・ジャッキ、バール、ハンマーなどの資機材の貸与
兵庫県行政書士会	平成28年7月12日	災害時等における行政書士業務の支援（被災者支援窓口の設置、行政書士会会員の派遣等）
ヤフー(株)	平成28年9月1日	災害時等に市が市民に対して必要な状況を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるための相互協力

朝来市測量設計協会	平成 28 年 9 月 5 日	災害による被害拡大防止及び被災箇所 の早期復旧を図るための緊急測量設計 業務の迅速な実施
全但バス(株)	平成 28 年 10 月 12 日	災害時における被災者等のバスによる 安全・迅速な緊急輸送、一時的な避難 施設としてのバス利用
日本通運(株)	平成 29 年 2 月 1 日	災害時等における救援物資の避難所等 への仕分け・配送
兵庫県環境事業商工組合	平成 29 年 2 月 13 日	災害時における廃棄物処理に必要な資 機材等の提供、必要な人員の派遣等
朝来市内郵便局	平成 29 年 2 月 24 日	郵便局ネットワークを活用した広報活 動、郵便業務に係る災害特別事務取扱 及び援護対策、その他車両提供、情報 提供等の相互協力
大栄環境ホールディング ス(株)	平成 31 年 3 月 6 日	災害等により処理施設での処理が困難 となった場合の、災害廃棄物等を円滑 に処理するための相互支援
兵庫県水質保全センター	令和元年 10 月 1 日	大規模災害時における浄化槽等の復旧 活動等の応援
フジ地中情報(株)	令和 2 年 10 月 1 日	災害により水道施設が損傷を受けた場 合の給水機能の早期復旧のための応援

## 2 災害時における物資確保に関する協定

市は、民間団体等と災害発生時における物資確保の応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

協定締結者	締結時期	協定の内容
協同組合和田山ショッピングセンター、(株)ネクステージ、イオン(株)西日本カンパニー	平成 18 年 7 月 21 日	災害時における物資等の供給、避難場所の提供
コーナン商事(株)、NPO 法人コメリ災害対策センター、(株)ジュンテンドー、(株)エーコープ近畿、(有)こめやストアー、ゴダイ(株)	平成 23 年 3 月 25 日	災害時における食料や生活必需品等の物資の供給
兵庫県LPガス協会但馬支部	平成 26 年 5 月 12 日	災害時においてLPガス及び燃焼機器等の機材が必要となる際の避難所等への供給等
兵庫県石油商業組合但馬支部朝来ブロック	平成 27 年 6 月 19 日	災害時におけるガソリン、軽油、灯油等の優先供給等
ナガイパックプラン(株)、セツカートン(株)	平成 28 年 8 月 8 日	災害時の避難所設営等における段ボール製品(簡易ベッド、シート、間仕切り他)の調達、供給
生活協同組合コープこうべ	平成 28 年 8 月 8 日	緊急時における生活物資の確保及び住民生活の安定

ホームプラザナフコ和田山インター店	平成29年2月1日	災害時における食器類、日用品等の物資供給等の支援
(株)ゼンリン	平成29年3月9日	災害時等における地図製品等の供給・利用等
プレミアムウォーター(株)	平成30年10月23日	災害時における飲料水の無償供給、サーバーの無償貸与等
コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	令和2年4月1日	災害時における自動販売機内の飲料水の提供支援を目的とした、災害対応型自動販売機の設置

### 3 災害時における福祉避難所提供に関する協定

市は、市内の各社会福祉法人と災害が発生、または発生が予想される時における災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難所などの協力を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

#### (1) 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団外、各5社会福祉法人との協定

- ① 協定締結業者 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会、社会福祉法人あそう、社会福祉法きらくえん、社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団、社会福祉法人ひまわり
- ② 締結時期 平成22年3月26日
- ③ 応援の内容  
災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難所の提供、可能な範囲での入所対象者の福祉避難所への移送など

### 4 災害時における相互連携を含む包括的な地域づくりに関する協定

市は、災害時における相互連携の他、平常時の地域づくりに資する包括的な協定を締結している。

#### (1) 朝来市内郵便局との地域における協力に関する協定

- ① 協定締結業者 朝来市内郵便局（代表：和田山郵便局長）
- ② 締結時期 平成29年2月24日
- ③ 協定の内容  
要配慮者等の異変、道路の異状、不法投棄等を発見した場合の通報等、住民が安心して暮らせる社会づくりに資するための相互協力

#### (2) 朝来市商工会、但陽信用金庫との包括連携に関する協定

- ① 協定締結業者 朝来市商工会、但陽信用金庫
- ② 締結時期 平成31年2月27日
- ③ 協定の内容  
災害時の連携、地域産業の活性化、文化・芸術・スポーツ及び地域振興 等

#### (3) 大塚製薬(株)との連携と協力に関する協定

- ① 協定締結業者 大塚製薬株式会社

- ② 締結時期 令和2年11月5日
  - ③ 応援の内容  
防災・減災対策等の地域の安全・安心確保、市民の健康維持・増進、スポーツ振興等
- (4) 日本郵便㈱との包括的連携に関する協定
- ① 協定締結業者 日本郵便株式会社
  - ② 締結時期 令和2年12月4日
  - ③ 協定の内容  
安全・安心な暮らしの実現、地域の魅力発信・広報活動、地域経済の活性化・地方創生の推進、子どもの育成、その他市民サービスの向上及びまちの活性化に資すること

## 第5 応援・受援体制の整備

---

市は、災害時に応援の受入れを円滑に行えるよう、集結・宿泊・活動拠点施設等、受入体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。また、必要な事務手続き等を円滑に行えるよう、県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、事前に応援の要請・受入・調整等に関する応援・受援マニュアルを作成する。

### 資料

- 4-2 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定／同実施要領
- 4-3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定
- 4-4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定
- 4-5 兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会会員相互間の災害時応援協定
- 4-6 朝来市建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定
- 4-7 あさご管工事業協同組合との上・下水道施設災害に関する応援協定
- 4-8 兵庫県電気工事工業組合但馬支部との災害時における応急対策業務に関する協定
- 4-9 協同組合和田山ショッピングセンター等との災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定
- 4-10 朝来市測量設計協会との災害時における緊急測量業務等に関する協定
- 4-11 兵庫県自動車整備振興会但馬支部との災害時における障害物除去等の協力に関する協定
- 4-12 社会福祉法人等との災害時における福祉避難場所提供に関する協定
- 4-13 ホームセンター等との災害時における物資供給等の支援に関する協定
- 4-14 国土交通省近畿地方整備局との災害時の応援に関する申合せ
- 4-15 角田市及び山元町との大規模災害時における相互応援に関する協定
- 4-16 福知山市との災害時における相互応援に関する協定
- 4-17 竹田市との大規模災害時における相互応援に関する協定
- 4-18 LPガス協会との災害時におけるLPガス等の供給に関する協定

(共通編) 第2編 災害予防計画

- 4-19 石油商業組合との災害時における燃料等の優先供給等に関する協定
- 4-20 小浜市との災害時等相互応援に関する基本協定
- 4-21 行政書士会との大規模災害時における被災者支援協力に関する協定
- 4-22 ナガイバックプラン(株)等との災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定
- 4-23 コープこうべとの緊急時における生活物資の確保に関する協定
- 4-24 ヤフー(株)との災害に係る情報発信等に関する協定
- 4-25 測量設計協会との災害時における緊急測量設計業務等に関する協定
- 4-26 全但バス(株)との災害時におけるバス利用に関する協定
- 4-27 日本通運(株)との災害時における緊急輸送に関する協定
- 4-28 ホームプラザナフコとの災害時における物資供給等の支援に関する協定
- 4-29 兵庫県環境事業商工組合との災害時における廃棄物処理に関する応援協定
- 4-30 朝来市内郵便局との地域における協力に関する協定
- 4-31 災害時における朝来市と朝来市内郵便局の相互協力に関する協定
- 4-32 (株)ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給用に関する協定
- 4-33 壺崎市との災害時における相互応援に関する協定
- 4-34 プレミアムウォーター(株)との災害時における飲料水の供給に関する協定
- 4-35 朝来市・朝来市商工会及び但陽信用金庫の包括連携に関する協定
- 4-36 大栄環境ホールディングス(株)との災害廃棄物等の処理に関する基本協定
- 4-37 兵庫県水質保全センターとの災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定
- 4-38 コカ・コーラボトラーズジャパン(株)との自動販売機設置協定
- 4-39 フジ地中情報(株)との災害時における応援協力に関する協定
- 4-40 大塚製薬株式会社との連携と協力に関する協定
- 4-41 朝来市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定



## 第4節 災害対策拠点の整備・運用

実施担当	危機管理室防災安全課、市長公室財務課、各支所
------	------------------------

市は、災害が発生した場合において、市の防災対策活動の中核機能を的確に発揮し、災害対策活動の拠点としての役割を十分に果たすことができるよう、災害対策本部（本庁）、支所対策部（本庁及び各支所）及び消防団の施設・機能の維持・充実を図る。

### 第1 災害対策拠点としての本庁機能の充実

市災害対策本部は、大規模災害時等において国、県及び関係防災機関と連携し、被害情報の収集や応急対策方針の決定など、災害対策の司令塔として重要な役割を担っている。

本市の災害対策拠点を本庁舎に置き、災害初動時から応急復旧活動に至るまでの災害対策全般にわたる総括本部としての本庁機能の充実に努める。

- (1) 災害対策本部に必要な防災通信体制の充実  
(Jアラート、フェニックス防災システム、県衛星通信ネットワーク、衛星ファックス、音声告知機能、テレビ会議システム等)
- (2) 大規模災害にも耐えうる災害対策拠点の整備  
(耐震性の確保、持続可能な電源設備の確保)
- (3) 防災専用フロアの整備  
(情報伝達、意思決定のスピード化を図るため防災専用フロアを整備し、対策本部長室、通信情報管理室、対策本部会議室、防災関係機関連絡員室、待機室等の整備)
- (4) 職員用の食料、飲料水、トイレ等の備蓄推進

不測の事態により、本庁舎が被災し災害対策本部が設置できない場合は、朝来市防災センターに代替災害対策本部を設置する。

朝来市防災センターは、通常時は、市民の防災意識高揚及び自主防災組織活動支援に資するための教育・研修・訓練機能の場として活用するほか、本市の防災資機材、食料等の備蓄拠点とする。

また、支所対策部とその代替施設についても、災害対策本部（本庁）に準じて、施設・設備の機能強化を図る。

支所対策部	設置場所	代替施設
和田山	本庁舎（和田山地域振興課）	朝来市防災センター
生野	生野庁舎（生野支所）	生野老人福祉センター
山東	山東庁舎（山東支所）	さんとう緑風ホール
朝来	朝来庁舎（朝来支所）	朝来生涯学習センター

## 第2 災害対策拠点の機能強化のための環境整備

災害応急対策実施時において支所対策部が設置される市役所本庁、各支所、及び消防団消防機庫等の機能強化を図る。

- (1) 耐震補強、浸水防止対策の実施
- (2) 停電時における電源確保対策として、非常用発電機の設置とその浸水対策の実施
- (3) 防災情報システムの充実強化
- (4) 応急対策用資機材、飲料水、燃料等の備蓄

## 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用

実施担当	市長公室秘書広報課、危機管理室防災安全課、ケーブルテレビセンター、各支所
------	--------------------------------------

市及び防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のための体制の整備に努める。

なお、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

### 第1 市防災行政無線の整備

市の防災行政無線は、災害時に円滑に活用できるよう一元化を図り、中継局を設置し、難聴地区を解消し全市域で無線通話ができるよう、無線機器のデジタル化を進めるなど、今後、同報系無線と移動系無線の一体整備に努める。

また、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めることとする。

### 第2 非常通信体制の充実強化

市及び防災関係機関は、災害時に加入電話、携帯電話等が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、兵庫地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実及び訓練等による実効性の確保に努める。

また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

さらに、災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制

を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

### 第3 フェニックス防災システムの運用

---

県内市町、南但消防本部、県関係機関、自衛隊、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システムの運用により、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る。また、同システムの円滑な運用を図るための操作研修を行い、操作可能職員の確保に努める。

### 第4 兵庫衛星通信ネットワークの活用

---

被災、通信輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して県内市町、消防本部、県関係機関等との通信を確保し、迅速・的確な応急対策を図る。

また、県と連携・協力して、災害情報等を瞬時に伝達するJ-アラート（全国瞬時警報システム）を構築している。

### 第5 防災気象情報提供システムの活用

---

市は、気象庁から情報提供される、防災気象情報提供システムの活用により、住民等への確な避難誘導を行う。

### 第6 防災基礎情報のデータベース化の検討

---

市は、災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、防災基礎情報（防災拠点、病院、指定避難所、災害危険箇所など）のデータベース化を検討する。

### 第7 市民への情報伝達システムの整備・活用

---

市は、災害時における市民への迅速かつ的確な情報伝達を行うため、多層的な情報伝達手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。なお、整備に当たっては視覚・聴覚障害者等の災害時要援護者に配慮するものとする。

#### 1 同報系防災行政無線

今後は、全市域で使用可能な防災無線の整備を検討する。

#### 2 ケーブルテレビ

音声告知放送システムの音声による災害情報の伝達、ケーブルテレビの映像による災害情報の伝達体制を確立するとともに、設備・伝送路等の防災機能の強化に努める。

### 3 携帯電話

携帯電話のメール機能を活用した情報伝達として、あさご安全安心ネット等への加入を促進する。また、携帯電話の不通話地域の解消に努める。

### 4 衛星電話

災害時において孤立する可能性のある地域への衛星電話の配備を行う。

### 5 その他

インターネット、サイレン、放送事業者との連携、自主防災組織等人的ネットワークの構築、アマチュア無線等情報ボランティアの協力体制の確立等、多層的な情報伝達手段の整備・充実に努める。また、広報車による広報活動体制を確立するとともに、そのための機材を整備する。さらに、西日本電信電話㈱等が災害時に運用する災害伝言ダイヤル「171」等について、市民に周知する。

## 第8 情報システム機器等の管理運用

---

大規模災害発生時においてもシステムを稼働できるように、次の対策を講じる。

- (1) 機器の浸水・転倒防止対策
- (2) 自家発電機の設置等電源の確保対策
- (3) 回線の多重化

## 第6節 防災拠点の整備

実施担当	危機管理室防災安全課、市長公室財務課、各支所
------	------------------------

市は、防災拠点として、広域災害に対処可能な「広域防災拠点」、支所の区域を単位とした「地域防災拠点」、小学校区等の地域を単位とした「コミュニティ防災拠点」の整備に努め、災害時において災害対策拠点と各防災拠点が有機的に連携し、効果的な救援・救助、復旧活動を実施する。

### 第1 広域防災拠点

広域的な交通上の枢要な位置に立地し、大規模災害時に救援・救護、復旧活動等の拠点として、「朝来市和田山中央文化公園」及び北近畿豊岡自動車道春日和田山道路「道の駅・但馬のまほろば」を広域防災拠点として位置づける。

広域防災拠点は、他地域から派遣される自衛隊、緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊等の集結・駐屯基地、緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地、情報通信拠点としての機能を確保し、広域的な応急対策、復旧・復興時の防災活動基地としての役割を担う。

#### 1 朝来市和田山中央文化公園

- (1) 所在地 朝来市和田山町玉置 874 番地
- (2) 施設概要 敷地約 42,000 m<sup>2</sup>、国道 9 号に隣接し、北近畿豊岡自動車道春日和田山道路和田山 I C から約 2.5 km に位置する。公園内には、朝来市和田山ジュピターホール、朝来市和田山図書館、和田山生涯学習センター、駐車場 (235 台)、芝生広場 (約 3,700 m<sup>2</sup>) が設置されている。
- (3) 災害時機能
  - ・他地域から派遣される救援部隊 (自衛隊、緊急消防援助隊等) の集結・駐屯基地 (要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース)
  - ・緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地 (荷下ろし、仕分け、保管、荷積みヤード)

#### 2 道の駅・但馬のまほろば

- (1) 所在地 朝来市山東町大月字北山 92 番地 6
- (2) 施設概要 平成 18 年 7 月 22 日供用開始された北近畿豊岡自動車道春日和田山道路の山東 P A に併設され、敷地約 12,400 m<sup>2</sup> にレストラン、売店、情報・休憩施設、地域交流施設、交流広場、トイレ、駐車場 (普通車 102 台、身障者用 2 台、大型車 26 台)、及び朝来市埋蔵文化財センターが設置されている。
- (3) 災害時機能
  - ・他地域から派遣される救援部隊 (自衛隊、緊急消防援助隊等) の集結・駐屯基地 (要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース)
  - ・緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地 (荷下ろし、仕分け、保管、荷積みヤード)
  - ・ヘリコプター臨時離着陸場
  - ・避難情報、救護・救助情報、緊急情報、道路情報等災害情報の発信

- ・ドライバー等の避難、救助、救護拠点
- ・飲料水の供給 (100t)
- ・消防車両への防火用水補水 (防火水槽 60t、注水水槽 200t)
- ・災害ボランティアセンター活動拠点

## 第2 地域防災拠点

災害時における地域の救援・救護、復旧活動の拠点として、朝来市八王子グラウンド、朝来市山東農村広場、朝来市朝来グラウンドを地域防災拠点として位置づける。

地域防災拠点は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や緊急物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能の確保に努める。

施設名	所在地
朝来市八王子グラウンド	朝来市生野町口銀谷 2401 番地 1
朝来市山東農村広場	朝来市山東町粟鹿 147 番地 2
朝来市朝来グラウンド	朝来市立脇 25 番地 1

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
- (3) 物資、復旧資機材の備蓄施設
- (4) 災害対策本部、医療機関、朝来消防署や他の拠点と交信可能な通信設備
- (5) 緊急用エネルギー設備 (非常用発電施設等)
- (6) 防災臨時ヘリポート
- (7) 耐震性貯水槽、井戸等
- (8) 広域避難スペース
- (9) 救急医療、高齢者・障害者のケア機能との連携等

## 第3 コミュニティ防災拠点

市は、コミュニティを中心とした小学校区レベルの単位において、災害時における避難と救援の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備・充実に努める。

コミュニティ防災拠点となる施設においては、非構造部材を含む耐震化を推進する他、以下の機能・設備を整備するよう努める。

### 1 災害時において避難・応急生活が可能な機能

- (1) 避難・滞留空間
- (2) 備蓄施設

## 2 緊急物資、復旧資機材の集積・配送作業場所の確保

- (1) 地域防災拠点から搬送される緊急物資の集積・配送スペース
- (2) 地域防災拠点から搬送される復旧資機材の集積・配送スペース

## 3 情報通信設備

- (1) 圏域内の住民への情報連絡装置（同報無線、拡声器等）
- (2) 災害対策本部・支所対策部や他の拠点等との交信が可能な通信設備

## 4 対象地区内の防災活動に必要な設備

- (1) 備蓄施設（小型発電機、ポンプ等）
- (2) 耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）

## 5 電気、飲料水等の自給自足機能

- (1) 自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備
- (2) 飲料水兼用型耐震性貯水槽・井戸

## 6 救急医療、高齢者・障害者ケア機能との連携等

- (1) 医療機関、介護サービス施設等との連絡窓口

## 第4 防災拠点の連携強化

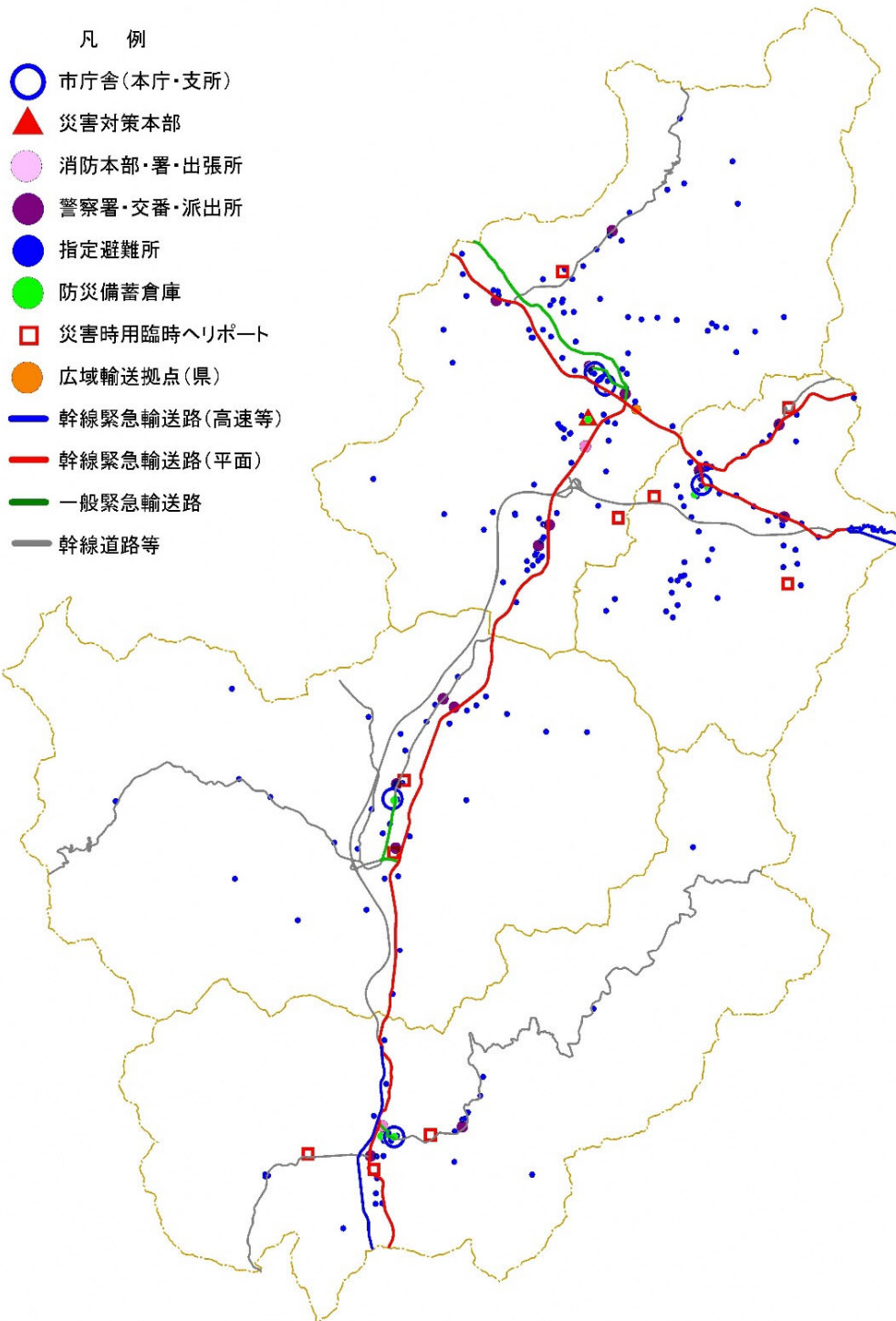
---

地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備に当たっては、災害対策拠点（災害対策本部）や広域防災拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。

特に、交通ネットワークを確保するため、緊急輸送道路と各防災拠点等を連絡する市道の整備を図るとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められるよう、復旧体制を確立しておく。

また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

■災害対策拠点・防災拠点等と緊急輸送道路・交通路のネットワーク





## 第7節 火災予防対策の推進

実施担当	危機管理室防災安全課、都市整備部都市開発課、各支所
------	---------------------------

近年、建物は中・高層化、大型化の傾向にあり、また日常生活においてガス・石油・化学製品が多用されるなど、火災の危険性及び被害を拡大させる要因が増大しているとともに、火災の様相も複雑・多様化の傾向にある。また、高齢化の進展や一人暮らし高齢者の増加により、火災時の死傷者発生の危険性も高まっている。

市は、南但消防本部及び消防団と連携し、火災発生の防止を図るため、また被害の拡大を防ぐため、住民や事業所に対する火災予防活動の強化、消防装備の充実、消防水利の整備等に努める。

### 第1 消防力の充実・強化

#### 1 消防組織の現況

本市には、広域消防組織として南但消防本部朝来消防署が設置され、また非常備消防として朝来市消防団が、地域単位に支団を置く1団4支団30分団体制により市内各区域を管轄している。

南但消防本部、消防団は、相互に連携を密にし、消防体制の整備強化を図る。

#### ■消防力の現況

(1) 南但消防本部（消防職員 96 名） （令和2年4月1日現在）

ポンプ車 化学車	はしご 消防車	救急車	救助工作車	指揮車 支援車	広報車	カーゴ トレーラー
6	1	6	2	5	2	1

(2) 朝来市消防団（消防団員 960 名） （令和2年4月1日現在）

分団数	指揮車	ポンプ車	小型動力ポンプ 付積載車
30	4	18	20

(3) 消防水利（令和2年4月1日現在）

消火栓	防火水槽
1,946	353

## 2 消防施設等の整備

市は、消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、計画的な整備に努める。特に、消防車両の更新、防火水槽・消火栓の新設整備に当たっては、年次計画に基づき行う。

- (1) 消防力の整備指針・消防水利の基準の達成を目標に整備を図る。
- (2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

## 3 消防団の充実強化

消防団の再編計画に基づき事業を進めるとともに、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進することとする。

- ① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
- ② 消防団員に対する教育訓練の実施
- ③ 消防団活動の安全管理マニュアルの策定
- ④ 消防団員の処遇の改善
- ⑤ 消防団の装備の改善
- ⑥ 消防団の活動拠点施設の整備
- ⑦ 女性消防団員の加入促進
- ⑧ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
- ⑨ 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

## 第2 火災予防対策

市は、南但消防本部及び消防団が実施する以下の火災予防対策について、適宜協力する。

- (1) 一般予防対策（予防消防行政・立入検査等の強化、防火思想の普及徹底、防火意識の高揚、地域の防火防災組織の育成強化、消防法に定める予防査察の計画的実施等）
- (2) 建築物の火災予防
- (3) 人命危険対象物火災予防（防火及び防災セイフティマークの表示指導、消防法令違反に対する是正指導の推進）
- (4) 防火管理者等の育成と活用
- (5) 特殊危険物の予防対策

## 第8節 防災資機材の整備

実施担当	危機管理室防災安全課、各支所
------	----------------

市及び防災関係機関は、災害の発生に備えて防災資機材等の備蓄計画を策定して整備充実を図るとともに、その機能を十分発揮させ防災活動が円滑に実施できるよう防災訓練での使用や点検整備を推進する。

### 第1 住民用資機材

市は、住民用資機材の計画的な整備及び点検に努めることとする。また、資機材の備蓄に当たっては、支所単位での分散備蓄及びコミュニティ防災拠点等への備蓄を進める。

### 第2 自主防災用資機材

市及び自主防災組織は、コミュニティ防災資機材等整備補助、各地域自治協議会の地域づくり支援事業補助等の制度を活用し、住民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置する。

### 第3 救出救助用資機材

市及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて救出救助用資機材の整備充実を努めるとともに、災害発生に際し直ちに使用できるよう点検整備に努める。

具体的には、地区拠点となる施設（支所等）には、発電機・チェーンソー等稼働確認が必要なものや発災初動期に必要な物資を、また主な避難所には、救助資機材系物資を、それぞれ備蓄するなど、災害種別や地区特性を考慮した効率的・即効性を踏まえた備蓄品配置を計画する。

### 第4 水防資機材

市は、定期的に水防資機材の点検整備を行うとともに、整備充実を努める。

また、災害発生時に市で保有する資機材では対応できない事態に備え、あらかじめ調達先、調達方法等の調達体制を確立しておく。

## 資料

### 8-1 防災用資機材備蓄一覧

## 第9節 災害医療システムの整備

---

実施担当	危機管理室防災安全課、健康福祉部地域医療・健康課、各支所
------	------------------------------

多数の負傷者等に対する救急医療や避難所・仮設住宅等における医療対策を想定した災害医療体制の整備を推進する。

### 第1 医薬品等の備蓄

---

- 1 市内の各医療機関等において必要医薬品の備蓄を奨励する。
- 2 発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意する。
- 3 被災や急病により心停止、心室細動等を起こした人の応急手当のために必要なAED（自動体外式除細動器）の公共施設等への設置に努める。

### 第2 住民に対する啓発

---

市は、南但消防本部と連携し、普通救命講習会や研修会等あらゆる機会をとらえて、住民に対する災害医療の普及啓発を行う。

### 第3 災害医療体制等の整備

---

- 1 市は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備を図る。
- 2 南但消防本部は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。
- 3 病院と医師会は、災害時の救護所開設や負傷者の受入れ体制等について検討・協議を行い、災害時において円滑な連携体制がとれるよう努める。
- 4 市及び医療関係機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。
- 5 市は、県が整備する被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携し、こころのケア対策を行う体制を構築する。

## 第10節 緊急輸送体制の整備

実施担当	危機管理室防災安全課、都市整備部建設課、各支所
------	-------------------------

市は、防災関係機関とともに、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検する。

### 第1 緊急輸送道路ネットワークの形成

#### 1 緊急輸送道路ネットワークの設定

県は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、予め緊急輸送道路を定める。

##### (1) 緊急輸送道路ネットワークの形成

県は、道路状況や防災拠点等をもとに、緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備を図り、代替路の設定などと併せ、大規模災害発生時の輸送手段の確保に努める。

##### (2) 路線の種類

###### ① 幹線緊急輸送道路

県は、県外からの物資流入地点と、県内の広域輸送拠点等を結ぶ幹線道路を設定し、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努める。

本市域では、播但連絡道路、北近畿豊岡自動車道、遠阪トンネル、一般国道9号、一般国道312号、一般国道427号が指定されている。

###### ② 一般緊急輸送道路

県は、広域輸送拠点（本市は、朝来市和田山中央文化公園が指定されている）に集められた物資を、市の緊急輸送拠点（物資集積場所―生野体育館、第2防災倉庫、山東体育館、朝来体育館）に送るための道路設定をし、当該地域が被災した場合に、その通行確保に努める。

本市域では、一般国道429号、一般県道物部藪崎線、一般県道金浦和田山線、市道新多々良木線が指定されている。

#### 2 市における緊急輸送道路の設定及び整備等

(1) 市は、県が設定する緊急輸送ネットワーク（幹線緊急輸送道路、一般緊急輸送道路）を踏まえ、市の緊急輸送拠点に集められた物資を、市内のコミュニティ防災拠点、避難所等に送るための緊急輸送道路を設定し、ネットワークを形成する。

(2) 市は、緊急輸送道路の整備を図るとともに、日ごろの点検に努め、当該地域が被災した場合にはその通行確保に努める。

(3) 市は、災害時における車両使用自粛、緊急輸送道路指定路線等に関する情報提供を行う。

## 第2 緊急交通路の確保

---

県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、幹線道路を中心に予定路線として事前に指定する。

本市域では、播但連絡道路、一般国道9号、一般国道312号が指定されている。

## 第3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

---

ヘリコプターを活用した消防防災航空隊等の応援、救援物資供給、被災者搬送等を行うために、ヘリコプター臨時離着陸場の候補地を選定する。

大規模災害に対応した臨時離着陸場を十分確保するため、既存臨時離着陸場の見直し及び新規臨時離着陸場の調査、拡充を図る。

また、県と連携して、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

### 資料

7-2 緊急輸送道路一覧

7-3 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

## 第11節 避難所等対策の充実

実施担当	危機管理室防災安全課、健康福祉部社会福祉課、教育委員会学校教育課、各支所
------	--------------------------------------

### 第1 避難所等の指定等

#### 1 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の危険が切迫した緊急時における一時的な避難所として、集会所や公民館、コミュニティセンターなどの公共施設等を、管理者の同意を得た上で、洪水、地震等の災害種別ごとに、指定緊急避難場所として指定する。指定緊急避難場所の指定、取消しを行った場合は、知事に通知するとともに、市民に公示する。

指定緊急避難場所の管理者は、当該施設を廃止、改築等重要な変更を加えるときは、市長への届け出を行う。

#### 2 指定避難所等の指定

浸水、地震、大規模火災などの災害によって避難生活が1週間程度に渡る場合の避難施設として、市内の小中学校及び体育館等を指定避難所に指定する。なお、指定避難所は、その地域における拠点避難所とし、コミュニティ防災拠点を兼ねるものとする。

指定に当たっては、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえることとし、また現在指定している指定避難所のうち、基準に適合しない避難所については、適宜見直しを行う。また、浸水被害、土砂災害等の災害リスクがある場合は、ハザードマップ等にその旨を記載して住民等に周知するとともに、災害の状況によっては、指定避難所としての使用を禁止するものとする。

また、広域一時滞在の用にも供することも想定し、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる収容規模も考慮して指定避難所を指定する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、平常時から、感染症患者が発生した場合の対応を含め、避難所での感染症対策を講じるとともに、在宅・縁故・車中泊避難又は他避難所への避難等、分散避難の周知に努める。

さらに、避難所生活において特別な配慮を必要とする災害時要援護者（要配慮者）向けの避難所として、福祉避難所（場所）を指定・確保するとともに、福祉施設等との協定に努める。

#### ■避難所等の指定状況（令和2年12月現在）

	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所 (場所)	備考
生野地域	25 (内1)	10 (内1)	3	カック書きは両施設兼用
和田山地域	81 (内7)	24 (内7)	7	カック書きは両施設兼用
山東地域	45 (内7)	19 (内7)	2	カック書きは両施設兼用
朝来地域	36 (内3)	8 (内3)	2	カック書きは両施設兼用

### 3 指定避難所等の整備

#### (1) 指定避難所施設・設備の整備

指定避難所の施設・設備の整備に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するとともに、耐震・耐火構造、浸水対策やバリアフリー化することを目標とする。また、ネットワークやWi-Fi環境の整備等通信手段を確保する他、指定避難所であることが誰にでも分かるよう看板等の設置に配慮し、計画的な整備を推進する。

指定避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源や換気設備、仮設トイレの確保など、計画的な整備を推進する。また、障害者向けトイレ、福祉避難室の確保など、災害時要援護者が過ごしやすい環境の確保に努めることとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

#### (2) 施設管理者等との調整・連携

- ① 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、市教育委員会及び当該学校と十分協議し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努める。
- ② 指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

#### (3) 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活長期化に対応するため、避難所において、次のような環境整備を図る。

- ① し尿処理が出来ない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。
- ② 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。
- ③ 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- ④ 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。(例えば、障害者、女性、高齢者、子どもたちなどの目線)
- ⑤ 女性や子育てに配慮した避難所設備の整備の促進に努める。
  - ・乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
  - ・女性用物干し場の設置
  - ・トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置
- ⑥ 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- ⑦ 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について避難所運営マニュアルに反映させる。
- ⑧ 防災情報の迅速な情報提供、安否確認、避難所におけるニーズ把握等のための防災アプリの整備を検討する。

#### (4) 災害時要援護者に配慮した指定避難所・設備の整備・確保

市は、災害時要援護者が利用しやすいように、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化、障害者向けトイレや福祉避難室の確保等に努めるとともに、災害時要援護者を保



護するために福祉避難所(場所)の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、県と連携し必要な人員を確保する。

#### (5) 避難路の整備

指定緊急避難場所及び指定避難所を連絡する道路を避難路として位置づけ、円滑な避難活動が可能となるよう、道路幅員の確保や段差の解消、夜間照明施設の整備などの対策に努める。

また、避難路と緊急輸送道路のネットワークも確保し、避難所への物資供給等が円滑に行われるように努める。

## 4 避難所等の市民等への周知

市長は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、また福祉避難所(場所)の役割について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

- (1) 避難誘導標識の設置
- (2) 避難所等の案内板、誘導標識等<sup>注)</sup>の設置
- (3) 避難所等の夜間照明施設等の整備
- (4) 朝来市防災ガイド、ハザードマップの配布・周知
- (5) 避難時における行動規範の啓発活動
- (6) 避難訓練及び避難所運営訓練の実施

注) 誘導標識の規格等

誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号(J I S Z 8210)の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム(J I S Z 9098)」を用いる。

## 第2 避難情報等の判断・伝達マニュアルの作成・運用

市は、住民等に避難行動を促す避難指示等を適切なタイミングで発令できるよう、その判断基準や伝達方法等を示した避難情報等の判断・伝達マニュアルを作成するとともに、適切な運用を図るものとする。なお、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、教訓等を活かしマニュアルを改訂する。

また、避難指示等を行う際に、国又は県、気象庁(气象台予報官)に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。

### 第3 避難誘導體制の確立

---

市は、区、自主防災組織等と連携した避難誘導體制を確立するため、区、自主防災組織単位の避難誘導計画の作成を支援するとともに、地域の実情に即した避難訓練等を行う。

また、災害時要援護者を的確に避難誘導するため、区、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得て、対象者の把握及び避難支援プラン（個別計画）の策定等、避難誘導介助体制の確立に努める。

### 第4 避難所管理運営体制の整備

---

#### 1 避難所運営組織の育成

- (1) 市は、区、自主防災組織等の協力を得て避難所運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図るとともに、避難所運営訓練を行う。
- (2) 区、自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者（要配慮者）に関する情報について、災害時要援護者登録制度等を活用しあらかじめ把握するよう努める。
- (3) 市は、あらかじめ災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておく。

#### 2 避難所開設・運営マニュアルの運用等

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、避難所開設・運営マニュアルの適切な運用に努める。なお運用に当たっては、市の実情に即した適切なマニュアルとなるよう、区、自主防災組織、学校等の施設管理者、その他関係機関等と調整を行うとともに、適宜、内容の見直し・改善を図るものとする。

また、避難所への職員派遣計画を予め作成し、派遣基準を明らかにしておくこととする。

なお、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備や役割分担・手順を確認するなど、必要な準備を整えておくとともに、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映する。

#### 3 避難所開設・運営の知識の普及

市は、区、自主防災組織や住民に対して、避難所開設・運営マニュアルの周知、訓練等を通じて、災害時における避難所の管理・運営のための知識の普及に努める。市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

### 資料

- 1-6 朝来市避難行動要支援者名簿に関する条例
- 1-7 朝来市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則
- 6-1 指定避難所等施設一覧
- 6-2 福祉避難所施設一覧
- 9-1 災害時要援護者施設一覧

## 第12節 備蓄体制等の整備

実施担当	危機管理室防災安全課、都市整備部上下水道課、各支所
------	---------------------------

### 第1 食料、生活必需品等備蓄・調達の基本方針

災害時の食料及び物資の調達については、住民による自主備蓄、市、県等の備蓄拠点における現物備蓄及び流通備蓄による総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日間の非常物資等を確保する。

- 1 市は、住民が家庭や職場で、平時から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、区や自主防災組織等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発を図る。
- 2 市は、住民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における最大避難者数を基準に、公共施設の指定避難所を中心として、市域の6箇所（防災センター、生野支所倉庫、朝来支所倉庫、山東支所倉庫、第2防災倉庫、第3防災倉庫）に分散させる形で物資等の備蓄に努める。また、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努める。
- 3 備蓄品の保管・管理については、特に食品等で明確な使用期限があるものは、期限の管理や中身の更新を計画的に行うとともに、雨漏りや虫食い・劣化等による使用不能品がないか、定期的に確認するなど、備蓄状況の詳細把握に努める。
- 4 県は、広域的な立場から市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数（30万人）を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。
- 5 市及び防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。
- 6 市及び県は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- 7 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

## 第2 食料

### 1 食料給与対象者

- (1) 指定避難所等に避難している被災者（避難所施設外で車やテント等で生活している被災者を含む）
- (2) 住家が被害を受け、炊事ができない者

- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

## 2 備蓄目標数量

県、市、住民は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努める。

区 分	住民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
行政区レベル又は 小学校区レベル	1人3日分 → (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄) ↓	
市域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	↓
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合 計	3日分*	2日分	1日分

※可能な限り1週間分程度の備えをめざす。

(注) 矢印は、不足が生じた場合にカバーする手順を示す。

## 3 備蓄品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たっては、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮することとする。また、現物備蓄または流通在庫備蓄以外の弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

- (1) 炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳、液体ミルク等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食

## 4 調達方法

市は、行政区レベル又は小学校区レベル及び市域レベルで被災者2日分の食料を備蓄する。行政区レベル又は小学校区レベルについては、発災後すぐに対応が必要になることから、きめ細かな単位で備蓄をする。なお、備蓄に当たっては、流通在庫備蓄も検討する。

# 第3 生活必需物資

## 1 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

## 2 備蓄目標数量

食料の項に準じるが、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もる。

### 3 備蓄品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮する。

- (1) 寝具（敷・掛け布団、毛布等）
- (2) 外衣・肌着（下着、上衣・防寒着、靴下等）
- (3) 身の回り品（タオル、歯ブラシ、石鹸等）
- (4) 炊事道具・食器（哺乳瓶、紙皿、紙コップ、割り箸、鍋、やかん等）
- (5) 日用品（トイレトーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、マスク、消毒液、土のう袋、仮設トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー等）
- (6) 光熱材料等（懐中電灯、乾電池、卓上コンロ、カセットボンベ等）
- (7) 簡易間仕切り
- (8) 段ボールベット等

※その他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確認するよう努める。

### 4 調達方法

市は、行政区レベル又は小学校区レベル及び市域レベルで備蓄を行う。なお、備蓄に当たっては、流通在庫備蓄も検討する。

## 第4 応急給水

### 1 応急給水対象者

上水道の給水が停止した断水世帯等

### 2 給水目標数量

市は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。

#### ■給水目標水準

災害発生から3日間	1人1日 3リットル
4日～10日目	1人1日 3リットル～20リットル
11日～20日目	1人1日 20リットル～100リットル
21日目以降	1人1日 100リットル～被災前の水準

### 3 給水体制

- (1) 市は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な資機材（給水タンク車、給水タンク、携行缶、非常用飲料水袋等）及び体制を整備する。
- (2) 市は、車載可能なろ過装置を整備する。
- (3) 市は、上水道の断水を想定し、使用可能な井戸等の非常用水源の調査を行い、把握に努める。

- (4) 市は、上水道の防災応急対策マニュアルを作成する。
- (5) 市は、兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう相互応援体制の充実に努める。

## 第5 衛生物資

市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区 分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル 等
健康管理用資材等	非接触型体温計 等
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード 等
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 等

## 第6 医薬品

「第9節 災害医療システムの整備」の項を参照

## 第7 調達・搬送・配布体制の整備

- (1) 市は、市単独での調達が困難で必要物資が不足した場合の調達体制（県や他市町村への要請体制、県のプッシュ型支援の受入体制等）の整備に努める。
- (2) 市は、緊急輸送道路を活用した、被災者への食料、生活必需品等の搬送体制を整備する。なお、災害時における物資等の搬送や燃料調達を円滑に進めるため、関連する民間事業者等との協定締結に努める。
- (3) 広域的な物資の受入れについては、県の広域防災拠点（但馬空港）、広域輸送拠点（和田山中央文化公園）等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制の整備に努める。
- (4) 市は、被災者への食料、生活必需品等の受入、搬送及び配布についてのマニュアルを作成する。
- (5) 市は、被災者への適切かつ円滑な配給が行えるよう、必要物資の配送状況や避難所等におけるニーズ把握のための情報共有システムの導入について検討する。

## 資料

- 4-3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定
- 4-9 協同組合和田山ショッピングセンター等との災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定
- 4-13 ホームセンター等との災害時における物資供給等の支援に関する協定
- 4-18 LPガス協会との災害時におけるLPガス等の供給に関する協定
- 4-19 石油商業組合との災害時における燃料等の優先供給等に関する協定
- 4-22 ナガイバックプラン(株)等との災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定
- 4-23 コープこうべとの緊急時における生活物資の確保に関する協定
- 4-28 ホームプラザナフコとの災害時における物資供給等の支援に関する協定
- 4-34 プレミアムウォーター(株)との災害時における飲料水の供給に関する協定
- 4-38 コカ・コーラボトラーズジャパン(株)との自動販売機設置協定
- 8-1 防災用資機材備蓄一覧

## 第13節 家屋被害対策の充実

実施担当	市民生活部税務課、各支所
------	--------------

### 第1 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害認定調査や罹災証明書の交付に係る担当職員や会場を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害認定調査と、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

### 第2 家屋被害認定士制度

市は、災害時における多くの被災者支援制度において、市長が発行する罹災証明書が必要となることから、即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士の養成に努め、災害時における家屋の被害調査の迅速化と適正化を図り、被災者支援制度の円滑な実施に努める。

#### 1 家屋被害認定士制度要綱の策定

県は、「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱に基づき、家屋被害認定士の養成、認証、登録、管理を行うとともに、担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

##### (1) 家屋被害認定士の役割

- ① 災害時において市長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
- ② 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- ③ 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練等を行う。

##### (2) 家屋被害認定士の対象者

- ① 市町職員
- ② 県職員
- ③ 建築及び不動産関係団体の会員

#### 2 家屋被害認定士の養成等

市は、職員を家屋被害認定士養成研修等へ参加させ、家屋被害認定士の養成に努めるとともに、育成した調査担当者の名簿への登録、他市町村や民間団体との応援協定の締結等により、災害時に迅速に調査実施できる体制整備に努める。



### 3 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制

市は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

## 第3 被災建築物応急危険度判定制度

---

市は、地震活動による建築物の倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

### 1 危険度判定実施体制の整備

市は、県及び建築関係団体等と協力して、被災建築物応急危険度判定協議会における、地域内の連携及び相互支援体制の整備に努める。

### 2 判定資機材の備蓄

市は県と分担して、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

#### ■備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール（一般のヘルメットに貼る「応急危険度判定士」と記載されたシール）、判定用計器（メジャー、クラックスケール、下げ振り）、腕章、住宅地図等

### 3 危険度判定の実施計画

#### (1) 実施主体

市が応急危険度判定を実施する場合は、実施本部業務マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請するものとする。県は、市町から応急危険度判定実施の支援要請を受けた場合あるいは独自に応急危険度判定の実施が必要と判断した場合、支援業務マニュアルに基づき支援本部を設置しその業務に当たる。

#### (2) 対象

地震により被災した建築物を対象とする。

#### (3) 実施方法

実施本部、支援本部及び判定士は、各業務マニュアルに基づき応急危険度判定を実施する。

#### (4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

## 第4 被災宅地危険度判定制度

---

市は、大地震、豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士制度を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施する。

### 1 危険度判定実施体制の整備

市は、県及び建築関係団体等と協力して、被災宅地危険度判定の実施体制の整備に努める。

### 2 判定資機材の備蓄

市は、県と分担して判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

#### ■備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール（一般のヘルメットに貼る「応急危険度判定士」と記載されたシール）、計測ポール、腕章、住宅地図等
--

### 3 危険度判定の実施計画

#### (1) 実施主体

市が危険度判定を実施する場合は、判定業務実施マニュアル第2章（実施本部の業務）に基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。県は、市町又は他の都道府県から支援要請を受けた場合は、判定業務実施マニュアル第3章（支援本部の業務）に基づき、支援本部を設置し、その業務に当たる。

#### (2) 対象

地震又は豪雨により被災した宅地を対象とする。

#### (3) 実施方法

実施本部、支援本部及び判定士は、判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制を執り、危険度判定を実施する。

#### (4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

## 第5 応急仮設住宅等の事前準備

---

市は、県と連携し、あらかじめ、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備に努める。

## 第14節 廃棄物対策の充実

---

実施担当	市民生活部市民課
------	----------

### 第1 災害廃棄物処理計画の策定

---

市は、災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物の処理計画を策定する。

### 第2 災害廃棄物処理体制の確立

---

市は、災害発生時における廃棄物処理が迅速に行えるよう、廃棄物の仮置き場候補地のリストアップ、仮置き場における分別・処理の運営体制の確立を図るとともに、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。また、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図るとともに、災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記する。

### 第3 応援体制の整備

---

市は、災害時において廃棄物処理が迅速に行えるよう、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定に基づく相互応援体制の整備に努める。

#### 資料

4-4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

## 第15節 災害時要援護者支援対策の充実

実施担当	危機管理室防災安全課、健康福祉部社会福祉課・高年福祉課、都市整備部建設課、産業振興部農林振興課、各支所
------	---

### 第1 地域安心拠点の整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が、災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、市は、住民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障害者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点を整備する。

### 第2 災害時要援護者支援体制の整備

#### 1 個別支援計画の作成

市は、民生委員・児童委員、区、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、福祉団体等と連携して、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の「災害時要援護者支援指針」を参考に、地域ごとに「個別支援計画」を作成し、災害時要援護者情報の共有、情報伝達体制、避難誘導體制等、災害時要援護者に対する支援体制の整備に努める。

#### 2 避難行動要支援者情報の共有・活用

##### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

① 市は、民生委員・児童委員、訪問介護者、区、自主防災組織、消防団、ボランティア等の協力を得て、市に居住する災害時要援護者（要配慮者）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。なお、名簿作成に当たっては、災害時要援護者登録制度を活用し効果的な情報収集に努める。

② 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所及び居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援を必要とする事由
- キ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 名簿情報の利用及び提供

- ① 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を利用できるものとする。
- ② 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、訪問介護者、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。
- ③ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、②の関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。

(3) 名簿情報の漏洩防止措置等

- ① 市は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることとする。その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(4) 名簿情報の更新・管理

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者名簿について、随時更新を行う。なお、市庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

### 3 支援体制の整備

(1) 推進組織の整備

市は、災害時要援護者の担当課を定め、庁内横断で災害時要援護者を支援する体制を整備する（誰が、いつ、どのような方法で、どこへ等を明確に計画する）。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。

(2) 地域における避難支援体制の整備

各地域において、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を定めるなどの支援体制の整備に努める。

(3) 訓練・研修の実施

市は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努める。

### 4 災害時要援護者への情報伝達体制の整備

市は、災害時に迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。

(1) 緊急通報システムの整備・運用

市は、高齢者・障害者宅等に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、健康福祉部と南但消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。

(2) 障害者への情報伝達方法の整備

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な筆談具や、専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備に努める。

(3) 外国人に対する日常の情報提供等

県及び市は、多言語による防火・防災対策の啓発に努める。

ア 生活情報リーフレットによる防災情報の提供

イ ひょうごE（エマージェンシー）ネット、インターネット等を用いた多言語による啓発の実施

## 5 難病患者等への支援体制の確立

県及び市は、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、医療機関、介護保険事業者等と連携し、災害時における避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

## 第3 災害時要援護者に配慮した食料・物資の確保

---

市は、流動食、粉ミルク、液体ミルク、車いす、紙おむつなどの災害時要援護者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努める。

## 第4 平常時の地域ケアシステムとの連携

---

### 1 介護・看護事業者等との連携

市は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要援護者の生活支援などについて、地域の介護サービス事業者等との連携を図る。

市は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

また、寝たきり等の介護が必要な高齢者等の緊急時における搬送車両として、社会福祉施設所有の介護車両等の活用について調整し、協力体制を整備する。

### 2 社会福祉施設等の対応強化

市は、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努める。

市は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

### 3 社会福祉施設等の整備

市は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努める。

- (1) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- (2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備
- (3) 発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保

### 4 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備等

災害時に指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障害者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるほか、トイレの洋式化や簡易ベッド、車いすの確保など、生活支援・医療支援設備の強化に努める。

市は、社会福祉施設等との協定により、指定避難所での生活において特別な配慮を必要とする災害時要援護者用の福祉避難所（場所）の確保・指定に努める。社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかける。

また、被災地以外も含めて旅館やホテル等を福祉避難所（場所）として借り上げることを検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

## 第5 災害時要援護者関連施設への災害対策の実施

- 1 市は、県等と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な災害対策を講じる。
- 2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく警戒区域が設定された場合には、同区域内の災害時要援護者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制を整備する。(「第18節 土砂災害対策の充実」を参照)
- 3 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制を強化する。(「第17節 水防対策の充実」を参照)
- 4 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の名称と所在及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための情報伝達方法等はハザードマップ等で市民に周知する。  
土砂災害警戒区域及び浸水想定区域にかかる災害時要援護者関連施設の名称と所在は資料編に示す。

## 資料

- 1-6 朝来市避難行動要支援者名簿に関する条例
- 1-7 朝来市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則
- 9-1 災害時要援護者施設一覧
- 6-2 福祉避難所（場所）施設一覧

## 第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

---

実施担当	健康福祉部社会福祉課、各支所
------	----------------

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、平常時から朝来市社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等と連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図るなど、災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。

### 第1 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

---

市は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が作成した「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、「災害ボランティア活動支援マニュアル」の作成に努める。

### 第2 受入体制の整備

---

市は、大規模災害等が発生した場合、県災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入体制の整備に努める。

- (1) 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入事務

### 第3 災害ボランティア活動の環境整備

---

市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの人材発掘及び養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備、ボランティア活動資機材(貸出用資機材)の整備、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化その他の環境整備に努める。

### 第4 災害ボランティアの活動拠点の確保

---

社会福祉協議会は、朝来ボランティアセンター(以下、「ボランティアセンター」という。)を開設する。

また、指定避難所の整備に際し、災害ボランティアの活動拠点の確保についても配慮する。



## 第5 災害救援専門ボランティアの活用

---

市は、災害が発生した場合、必要に応じ県災害救援専門ボランティアの派遣を要請することとし、あらかじめ受入体制の整備を図る。

また、あらかじめ災害関係NPO等との協力協定を締結するなどボランティア体制の充実に努める。

県災害救援専門ボランティアの活動分野は次のとおり。

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- (3) 介護
- (4) 建物判定
- (5) 情報・通信
- (6) 手話通訳
- (7) ボランティアのコーディネート
- (8) 輸送

## 第17節 水防対策の充実

実施担当	危機管理室防災安全課、産業振興部農林振興課、都市整備部建設課・都市開発課、各支所
------	--

### 第1 浸水想定区域における避難確保措置

市は、洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水害の軽減を図るため、水位周知河川の水位情報や水防警報等を発表する他、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表に基づき、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

#### 1 浸水想定区域における情報伝達方法等の確立

市は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位周知河川（円山川）の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位の到達情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。なお、水位周知河川以外の中小河川についても、避難指示等の発令基準を明確に定めるものとする。

#### 2 浸水想定区域内の災害時要援護者利用施設における避難確保措置

浸水想定区域内に災害時要援護者等が利用する施設（以下「災害時要援護者利用施設」）がある場合には、本計画において、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を明記する。

本計画にその名称及び所在地を定められた災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市は、災害時要援護者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

#### 3 避難ビルの指定

浸水想定区域内にある3階以上の鉄筋コンクリート造建築物について、避難ビルとしての指定を検討する。

### 第2 市民への周知

市は、浸水想定区域、避難場所等に関する情報を図面表示等にまとめたハザードマップや防災ガイド等を活用し、市民へ周知するよう努める。なお、河川近傍や浸水深の大きい区域

については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、過去の浸水実績等を含め、水害リスクの分かりやすい提供に努める。

### 第3 その他の対策

---

#### 1 情報の収集・伝達・共有

水位計、雨量計、河川監視カメラなど情報収集のための施設整備を推進する。

#### 2 水防技術の習得

市は、水防団員（消防団員が兼務）の水防技術（基本的な防災用資機材の操作方法等）の習得のための研修や訓練を行う。

#### 3 水防資機材の整備等

市は、定期的に水防資機材の点検整備を行い整備充実に努めるとともに、水防活動における隣接市町等との連携体制について検討する。

### 資料

2-1 重要水防箇所一覧

2-2 ダム一覧

8-1 防災用資機材備蓄一覧

## 第18節 土砂災害対策の充実

実施担当	危機管理室防災安全課、産業振興部農林振興課、都市整備部建設課、各支所
------	------------------------------------

風水害や地震に伴う土砂災害による被害防止を目的に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく対策を推進する。

### 第1 土砂災害による被害を防止するための対策

#### 1 土砂災害警戒区域における情報伝達方法等の確立

市は、県による土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。以下同じ。）の指定があったときは、次の事項を土砂災害警戒区域ごとに定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法
- (2) 土砂災害に関する予報及び警報の発令及び伝達方法
- (3) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項（避難訓練の実施等）
- (4) 主として災害時要援護者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法。また、施設利用者の円滑な安否確認のため、関係機関等との利用者情報の共有方法

#### 2 土砂災害警戒区域内の災害時要援護者利用施設における避難確保措置

本計画にその名称及び所在地を定められた土砂災害警戒区域内に位置する災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市は、県と連携して、災害時要援護者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

### 第2 市民への周知等

市は、平常時から土砂災害に対する住民の防災意識の高揚を図るため、次のとおり情報提供・周知に努める。

- (1) 土砂災害警戒区域等を記載したハザードマップ、防災ガイドマップ等の公表・周知（山地災害危険地区に関する情報も含める。）
- (2) 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
- (3) 過去の土砂災害に関する情報の提供
- (4) 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供
- (5) 講習会等による啓発

また、土砂災害の危険性の高い急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うな

ど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

## 資 料

- 2-3 土砂災害警戒区域一覧
- 2-4 土石流危険溪流等箇所一覧
- 2-5 地すべり危険箇所等一覧
- 2-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 2-7 山腹崩壊危険地区一覧
- 2-8 崩壊土砂流出危険地区一覧
- 2-9 災害危険区域指定一覧

## 第19節 中山間地等における地震災害対策の充実

実施担当	危機管理室防災安全課、健康福祉部地域医療・健康課、産業振興部農林振興課、都市整備部建設課、各支所、南但消防本部
------	---

災害時において道路交通による外部からのアクセスが困難となり、孤立して住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある集落について対策を講ずる。

### 第1 地域の孤立に備えた対策の推進

#### 1 通信の確保

- (1) 市は、災害時に孤立するおそれのある集落について、防災関係機関と協力しながら、警戒・連絡体制の確立に努める。
- (2) 市は、通信機器のための非常用電源を確保するほか、集落との通信途絶を防止するため、衛星通信、ケーブルテレビ音声告知放送等、地域の実情に応じた通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟に努める。

#### 2 物資供給、救助活動への備え

- (1) 市は、高齢者の多い集落等では、長時間孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立が予想される人数を把握して孤立時に供給すべき飲料水、食料品、医薬品等をあらかじめリストアップし、供給体制（備蓄の充実、気象予測に基づいた直前の物資搬送等）について検討する。
- (2) 市は、孤立地区において集団避難の指示が出せるよう検討する。
- (3) 市は、県と協力しヘリコプター等による支援を検討するとともに、ヘリコプター臨時離着陸場候補地（着陸可能な田畑、農・林道等も含める）の選定に努める。

#### 3 備蓄の推進

市は、集落の孤立の可能性に応じて、災害時の食料及び物資について、住民による自主備蓄や備蓄倉庫等の整備など総合的な備蓄体制の確立に努める。

#### 4 道路・ライフライン等寸断への対策

市は、迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、情報収集のための連携体制等の整備に努める。

#### 5 災害時要援護者に対する支援対策

市は、防災関係部局と福祉部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携による情報伝達体制の整備及び、避難行動要支援者名簿の作成・管理を含め、情報の収集、共有に努める。

## 6 広報

市は、住民に対して、孤立時の対応及び安否情報の発信等、地震が発生した場合の対応について、パンフレット作成などにより、平常時から啓発に努める。

## 資料

7-3 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧表

## 第20節 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用

実施担当	健康福祉部社会福祉課、各支所
------	----------------

市は、被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度の趣旨を踏まえ、平常時から住民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

### 第1 制度の概要

#### 1 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象を原因として、倒壊、損壊、流失、埋没又は焼失の被害を受け、その被害について全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けた場合。

#### 2 共済給付金

給付金の種類	給付対象	給付額
再建等給付金	対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入をした場合 ※県外で再建等をした場合は300万円。	600万円
補修給付金	対象住宅が全壊の認定を受け、これを補修した場合	200万円
	対象住宅が大規模半壊の認定を受け、これを補修した場合	100万円
	対象住宅が半壊の認定を受け、これを補修した場合	50万円
居住確保給付金	対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

### 資料

11-3 兵庫県住宅再建共済制度の概要



## 第21節 業務継続計画の策定

---

実施担当	全課
------	----

市は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP）を策定しており、年度毎に計画の確認を行う。

### 第1 業務継続計画の概要

---

業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、重要データのバックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

### 第2 市の業務継続計画

---

市では、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定している。策定した計画が適切に運用されるよう全職員への周知を図るとともに、計画の持続的改善に努める。

## 第22節 重要施設の防災計画

---

実施担当	全課
------	----

重要施設における防災対策について定める。

### 第1 重要施設の登録

---

市及び県は、ライフライン事業者等と、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、事業者から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録するものとする。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有するものとする。

### 第2 平時の取組み

---

重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後 72 時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行うものとする。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努めるものとする。

## 第3章 市民参加による地域防災力の向上

### 第1節 防災に関する学習等の充実

実施担当	危機管理室防災安全課、教育委員会学校教育課・こども育成課、各支所
------	----------------------------------

#### 第1 市民に対する防災思想の普及

市及び防災関係機関は、市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及及び高揚を図るとともに、自主防災活動への参加を促す。

#### 第2 災害教訓の伝承支援

市は、災害教訓の伝承について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

#### 第3 市民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、所管業務に関して次の方法により、市民の防災意識の高揚を図る。また、男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設ける。

##### 1 周知方法

- (1) 広報朝来の利用
- (2) 講演会、セミナー、シンポジウム等の開催
- (3) 防災関連情報及び防災グッズ等の展示
- (4) 消防教室の実施
- (5) ケーブルテレビ、インターネット、防災マップ等※による普及
- (6) 新聞、冊子、その他印刷物による普及
- (7) 標語、図画、作文募集等による普及等
- (8) 人と防災未来センター及び県立広域防災センターの活用
- (9) 防災訓練・研修や、住民の参画・協働によるハザードマップづくりや危険箇所パトロールの実施
- (10) HUGを活用した避難所運営訓練の実施

※防災マップ等の配布・回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人

宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## 2 周知内容

- (1) 市内の防災対策
- (2) 災害に関する知識と過去の災害事例
- (3) 災害に対する平素の心得
  - ① 現在の想定を超える巨大地震の発生や規模の大きな地震の連続発生、各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害危険性の把握
  - ② 家屋等の点検、家具の転倒防止、飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検
  - ③ 家族内の連絡方法、避難ルールの取り決め・確認（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
  - ④ 火災の予防
  - ⑤ 応急救護等の習得
  - ⑥ 避難の方法（避難路、避難場所の確認、警戒レベルに応じた避難のタイミング）
  - ⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）
  - ⑧ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
  - ⑨ 自動車へのこまめな満タン給油
  - ⑩ 自主防災組織の育成
  - ⑪ 災害時要援護者への配慮
  - ⑫ ボランティア活動への参加
  - ⑬ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性
  - ⑭ ひょうご防災ネット（メール配信）への加入、エリアメールの活用等、災害情報収集の必要性
  - ⑮ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 等
- (4) 災害発生時の心得
  - ① 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
  - ② 気象予警報や避難情報等の意味
  - ② 出火防止と初期消火
  - ③ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
  - ④ 救助活動
  - ⑤ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集（ただし、災害時における通信量の増加を抑制するため不要不急な通信は控える）
  - ⑥ 避難行動上の注意事項
  - ⑦ 避難実施時に必要な措置
  - ⑧ 避難場所での行動
  - ⑨ 自主防災組織の活動
  - ⑩ 自動車運転中及び旅行中等の心得等
  - ⑪ 安否情報の確認のためのシステムの活用

## 第4 「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上

---

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」、「避難先」、「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図る。

## 第5 防災関係機関の職員が習熟すべき事項

---

防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努める。

- (1) 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
- (2) 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
- (3) 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- (4) 関係法令の運用
- (5) 災害発生原因についての知識
- (6) 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等

## 第6 市の実施する研修等

---

### 1 職員

市は、すべての職員を対象として適宜次の研修を行い、組織としての防災対応能力の向上に努める。

- (1) 人と防災未来センター災害対策専門研修
- (2) ひょうご防災カレッジの受講
- (3) 図上訓練・ロールプレイング演習
- (4) D I G（“災害” Disaster、“想像” Imagination、“ゲーム” Game）
- (5) 防災・危機管理e-カレッジ
- (6) 職員共通の基本行動手順をまとめた職員災害初動マニュアルの周知
- (7) その他一般研修

### 2 地域防災リーダー

地域の防災リーダーを養成するため、適宜次の施策を行う。

- ① ひょうご防災カレッジの受講支援
- ② ひょうご防災リーダー講座の受講支援
- ③ その他一般研修

### 3 防災士

防災士を養成するため、資格取得支援を行っている。

## 第7 防災上重要な施設の職員等に対する教育

---

### 1 防災上重要な施設における防災教育

防災上重要な施設<sup>注</sup>の災害予防責任者（施設管理者）は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

（注）「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

### 2 防災関係機関における防災教育

防災関係機関の災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

## 第8 学校における防災教育

---

(1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行う。

① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。

ア 避難所の指定に関わる学校と市・自主防災組織との連携強化について

イ 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について

ウ 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について

エ 防災教育実施上の課題の整理と調整について

② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

ア 一般教職員への研修会の参加促進

イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進

ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の活用

(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進する。

① 学校における防災教育の充実

ア 様々な災害から自らの命を守るために、主体的に判断し行動する力の育成

イ 助け合いやボランティア精神など共生の心を育み、人間としての在り方・生き方を考えさせる防災教育の推進

ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材の開発などに努め、「総合的な学習」の時間などを活用した効果的な指導の展開

エ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通しての実践的指導力の向上

オ 中学校、高等学校生徒を対象とした、緊急時における救急救命措置に関する知識及び技能の修得

② 学校防災体制の充実

ア 「災害対応マニュアル」の作成、見直し

イ 地域の災害特性を考慮した防災訓練や、学校が避難所となった場合を想定した実践的な訓練の実施

ウ 保護者の参加による避難訓練や引渡し訓練の実施

③ 心のケアの充実

ア 教育相談体制の充実

イ 研修会などを通じて教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童・生徒の心の理解とケアの実施

ウ 心のケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

(3) 市（教育委員会）は、各学校と必要な情報を共有するなど、お互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。

## 第9 こども園（保育園）における防災教育

---

(1) 教育委員会は、こども園（保育園）における防災教育の推進のため、職員の指導力の向上を目的に各種研修会、訓練等の充実を図る。

(2) 各園は、園の防災体制の整備充実を図るとともに、園児に対する防災教育を推進する。

ア 緊急時にも適切に対応できる実践的態度や能力の育成

イ 「災害対応マニュアル」の作成、見直し

ウ 保護者の参加による避難訓練や引渡し訓練の実施

## 第2節 市民・事業者等による地区防災計画の策定

---

実施担当	危機管理室防災安全課
------	------------

市は、市内各地区の特性を踏まえた地区居住者等による自主・自立的な防災活動を促すため、地区防災計画※の策定について、各地区に働きかける。

※地区防災計画：地区居住者等（一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動について定めた計画。

地区居住者等による地区防災計画の作成に当たっては、朝来市地区防災計画作成マニュアルを活用することとし、作成後は、次の手順で本計画（朝来市地域防災計画）に反映させることができる。

- (1) 地区居住者等は、共同して地区防災計画を作成するとともに、市防災会議に対し提案する。
- (2) 市防災会議は、計画提案が行われた場合は、遅滞なく、当該計画を精査の上、本計画に定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画を改訂し地区防災計画を定める。
- (3) 本計画に地区防災計画が定められた場合は、地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めるものとする。



## 第3節 自主防災組織の育成強化

実施担当	危機管理室防災安全課、各支所
------	----------------

### 第1 方針

- (1) 市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、南但消防本部と連携し、自主防災組織の充実を図る。その際、市は組織運営・管理について、南但消防本部は活動面について密接に連携、協力する。また、区長、防災委員、民生委員・児童委員等との協力体制を構築する。
- (2) 住民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、地域の防災訓練など自発的な防災活動に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

### 第2 活動

自主防災組織は、市と協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行う。

#### 1 防災計画の内容

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）
- (3) 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）
- (4) 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）
- (5) 出火防止・初期消火に関すること（消火方法、体制等）
- (6) 救出・救護に関すること（活動内容、医療機関への連絡等）
- (7) 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）
- (8) 給食・給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- (9) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）
- (10) 地域における「マイ避難カード」作成の普及促進

#### 2 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織内の編成
  - 情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
- (2) 編成上の留意事項
  - ① 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
  - ② 水防班、がけ崩れの巡視班等地域の実情に応じた対応
  - ③ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
  - ④ 地域的偏りの防止と専門家や経験者の活用

### 3 自主防災組織の活動内容

#### (1) 平常時の活動

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 朝来市自主防災推進協議会等防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- ③ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
- ④ 地域における消防水利（防火水槽、消火栓、小川、用水路、井戸等）の確認、点検整備
- ⑤ 家庭における防火・防災等予防上の措置
- ⑥ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- ⑦ 避難地・医療救護施設の確認
- ⑧ 防災資機材の整備、管理
- ⑨ 防災訓練の実施
- ⑩ 災害時要援護者の情報収集及び見守り活動 等

#### (2) 災害発生時の活動

- ① 出火防止と初期消火
- ② 負傷者の救助
- ③ 地域住民の安否確認
- ④ 情報の収集・伝達
- ⑤ 避難誘導、避難生活の指導
- ⑥ 地域の災害時要援護者への援助
- ⑦ 給食・給水
- ⑧ 避難所の運営
- ⑨ 近隣地域への応援等

### 4 その他

自主防災組織は、南但消防本部、消防団、事業所の防災組織等との一体的な活動体制づくりに努めるとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮する。

## 第3 育成強化対策

---

市は、災害発生時に的確な行動がとれるよう、災害に関する正しい知識、防災対応等について、自主防災組織の育成強化に努める。その際、女性や若者の参画促進に努める。

(1) 市は、次の対策を実施するなど、自主防災組織の防災活動に対する意識の高揚を図るとともに、活動の活性化を図る。

- ① 啓発資料の作成
- ② 各種講演会、懇談会等の実施
- ③ 情報の提供
- ④ 各自主防災組織への個別指導・助言
- ⑤ 自主防災組織ごとの訓練、研修会、出前講座の実施
- ⑥ 優良自主防災組織の表彰
- ⑦ 活動拠点施設の整備

- ⑧ 防災リーダー、防災士を養成するための防災研修会等の開催
  - ⑨ 防災計画の作成支援
  - ⑩ 防災資機材整備等に対する助成
- (2) 市は、安全・安心コミュニティ・ファイルづくりの支援に努める。

〈コミュニティ・ファイルづくりの内容〉

自主防災組織等の地域団体や住民が、安全・安心の確保の観点から、それぞれの地域を点検し、得られた情報を共有する。

さらに、諸団体や市等において、これらの情報をファイルとして管理することによって、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

〈コミュニティ・ファイルの項目〉

- ① 総括編
  - 人口、世帯数など地域の基本的な事柄
  - 避難場所や防災関係機関の所在地・電話番号
- ② 防災資機材・物資編
  - 防災資機材庫・物資備蓄倉庫の場所
  - 防災資機材・備蓄物資の保有状況
- ③ 施設編
  - 消防施設（防火水槽、消火栓等）の状況
  - 医療施設、災害時要援護者（高齢者、障害者等）のための施設等の状況
- ④ 危険箇所編
  - 災害が起りやすい箇所（軟弱な地盤、土砂災害のおそれのあるところ等）
  - 避難や救援活動を行う上で問題のある箇所
- ⑤ 団体編
  - 自主防災組織、区等の地域団体
  - 災害時に協力してくれる工場、工務店、商店、事業所等
- ⑥ 人材編
  - 地域活動のリーダー等
  - 被災者救援に関する専門的な支援・技術等を有する人（医師、看護師等）
- ⑦ 災害時要援護者編
  - ひとり暮らし老人、寝たきり老人、障害者等
  - 災害時要援護者のことを把握している人（民生委員等）
- ⑧ 地図編
  - 避難場所、避難経路、施設、危険箇所等の場所

## 第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

実施担当	危機管理室防災安全課、産業振興部経済振興課、各支所
------	---------------------------

災害が発生した場合、多数の人が利用する施設及び危険物施設においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な被害発生と混乱が予想される。企業は、自らの災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。また、被害防止と軽減を図るため、法令等に基づき事業所等においては、自ら防災組織を編成し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、あらかじめ消防計画及び自衛防災計画を作成しておく。

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成するよう努めるとともに、予想される被害からの復旧計画作成、各計画の点検・見直しに努める。

### 第1 災害時に企業が果たす役割

- (1) 従業員・顧客の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続（経済活動の維持）
- (5) ボランティア活動への支援、地域への貢献、地域との共生等

### 第2 企業の平常時対策

企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。

- (1) 事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画（中小企業庁による認定制度）の作成
- (2) 防災計画の作成
- (3) 防災組織の育成
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 地域の防災訓練への参加
- (6) 防災体制の整備
- (7) 復旧計画の作成
- (8) 物資の備蓄
- (9) 各計画の点検・見直し等

また、企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被

害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

なお、市は、企業等を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや、必要に応じて事業継続計画（BCP）の作成や防災に関するアドバイス等を行うこととする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

### 第3 発災時の対応

---

企業等は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第4 事業所の防災組織

---

市は、南但消防本部と連携し、防災組織の育成指導及び自衛防災計画等の作成を支援するとともに、防災訓練等の実施を促進する。

#### 1 防災組織を設置すべき対象施設

- (1) 多数の人が利用する施設（中高層建築物、集客施設、旅館、学校、病院等）
- (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）
- (3) 多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

#### 2 自衛防災計画の作成

- (1) 予防計画
  - ① 予防管理組織の編成
  - ② 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
  - ③ 消防用設備等の点検整備
- (2) 学習訓練計画
  - ① 防災学習
  - ② 防災訓練
- (3) 応急対策計画
  - ① 応急活動組織の編成
  - ② 情報の収集・伝達
  - ③ 出火防止及び初期消火
  - ④ 避難誘導
  - ⑤ 救出救護

### 3 防災組織の活動

(1) 平常時

- ① 防災訓練
- ② 施設及び設備等の整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

(2) 災害時

- ① 情報の収集・伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難誘導
- ④ 救出救護

## 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

### 第1節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

実施担当	各課
------	----

市は、県と連携し、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づく事業の推進に努める。

#### 第1 地震防災緊急事業五箇年計画の概要

##### 1 計画年度

平成28年度～令和2年度（第5次五箇年計画）

##### 2 要件

- (1) 都道府県地域防災計画に（市町村事業は市町村地域防災計画にも）定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事業であること。
- (2) 施設毎に主務大臣が定める基準に適合した施設であること。
- (3) 都道府県地域防災計画に目標が定められている場合（都道府県地域防災計画での被害想定、目標設定に努めるものとする）は、当該目標に即した事業であること。

##### 3 手続

都道府県知事が市町村長の意見を聴取し、総理大臣の同意を得て作成する。

##### 4 財政措置

次の事業について国の補助率の嵩上げ措置がされる。

対象施設	通常補助率	特例補助率
消防用施設	1 / 3	1 / 2
医療機関	1 / 2	1 / 2
社会福祉施設	1 / 2	2 / 3
公立小中学校（校舎・体育館の補強）	1 / 3	1 / 2
ライフライン設備	1 / 3	1 / 2
備蓄倉庫	1 / 3	1 / 2
救護施設等	1 / 3	1 / 2

## 5 対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (12) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設
- (13) 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害が発生した時（以下「地震災害時」という。）において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な通信設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策



## 第2節 防災基盤・施設等の整備

実施担当	危機管理室防災安全課、市長公室財務課、各支所
------	------------------------

市は、防災機能の向上を図るため、防災対策事業計画の作成とそれに基づく事業の推進に努める。

### 第1 防災基盤整備事業

#### 1 対象事業

市が計画的に行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業は、以下のとおりである。

区分	事業例
消防防災施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災拠点施設</li> <li>・ 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地</li> <li>・ 非常用電源</li> <li>・ 緊急時に避難又は退避するための施設</li> <li>・ 避難路・避難階段</li> <li>・ 公共施設及び公用施設における防災機能を強化するための施設</li> <li>・ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設</li> <li>・ 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設</li> <li>・ 緊急消防援助隊の編成に必要な施設</li> <li>・ 消防団に整備される施設</li> <li>・ 消防水利施設</li> <li>・ 初期消火資機材</li> <li>・ 消防本部又は消防署に整備される施設</li> <li>・ 消防防災情報通信施設</li> </ul>

#### 2 防災基盤整備事業計画

市は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

#### 3 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

#### 4 事業の実施

防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努める。

## 第2 公共施設等耐震化事業

---

実施担当	各課
------	----

### 1 対象事業

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設が対象となる。ただし、建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものが対象となる。また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築は含まれるが、当該施設の全部改修は対象とならない。

- (1) 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- (2) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設(庁舎を含む)
- (3) 不特定多数の者が利用する公共施設(橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む)等

### 2 公共施設等耐震化事業計画

市は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

### 3 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

### 4 事業の実施

公共施設等耐震化事業計画に基づき、公共施設等耐震化事業の計画的執行に努める。

## 第3節 建築物等の耐震性の確保

### 第1 公共施設等の耐震化

実施担当	各課
------	----

庁舎、消防施設等の災害時の防災拠点となる施設や、住民が多く集まる施設について、地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、人命や財産を保護するため、既存建築物等の耐震性向上策として、耐震診断・改修等を「朝来市耐震改修促進計画」（平成29年3月改訂）に基づき、総合的かつ計画的に推進する。

#### 1 耐震化を推進する市有施設

- (1) 市の災害応急対策の推進に不可欠な施設
  - ① 災害対策本部となる本庁
  - ② 支所対策部となる庁舎
  - ③ 災害応急活動の拠点となる庁舎
- (2) 災害発生時に避難所となる公共施設
- (3) 不特定多数の者が利用する公共施設（図書館、集会施設等）
- (4) 園児、児童、生徒、高齢者、障害者等が利用する施設
  - ① 保育園、小中学校
  - ② 社会福祉施設等
- (5) 緊急輸送等災害応急活動及び避難の円滑化のため不可欠な土木施設（橋梁）
- (6) 火葬場等の処理施設

#### 2 市有施設の機能強化

施設の整備・改修等に当たっては、防災上重要な施設が大規模な災害の発生後も継続してその機能を果たせるよう、次の機能強化対策に努める。

- (1) 耐震性に優れた機器類の採用と耐震性のある取付け（躯体と緊結）
- (2) バックアップ機能の充実
- (3) 早期復旧ができる設備の構築
- (4) エネルギー源の多重化と量の確保
- (5) 自己電源の確保
- (6) 自己水源の確保
- (7) 消火・避難経路の確保
- (8) 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備（電気、水道、燃料）の確保
- (9) 排水処理施設（汚物処理を含む）の確保

## 第2 一般建築物耐震化の促進

実施担当	都市整備部都市開発課、各支所
------	----------------

市は、民間既存建築物の耐震診断等により、一般建築物の耐震化を促進する。また、震災時における建築物の安全性を確保するとともに、特定建築物、大規模建築物等に対する耐震改修に係る規定に基づく規制遵守の指導に努める。

### 1 簡易耐震診断推進事業

市は、住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者の求めに応じて、簡易な診断法で耐震診断を実施する。

対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工した住宅
事業主体	市
負担割合	申請者負担分1割は市が負担

### 2 ひょうご住まいの耐震改修促進事業

県は、民間住宅の耐震改修を促進するため、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。

市は、民間住宅の耐震改修を促進するため、県の事業と連携し、耐震診断、改修計画の設計及び耐震改修に要する費用の一部を補助する。

#### (1) 住宅耐震改修計画策定費補助

安全性を確保するための耐震改修計画の策定（工事費用の見積りを含む）とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。

対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅
補助対象	耐震改修計画策定とそれに伴う耐震診断に要する費用
補助限度額	戸建て住宅：20万円（加算補助）7万円 共同住宅：12万円/戸
補助率	2/3（加算補助）7/30

#### (2) 住宅耐震改修工事費補助

住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の者に対して、耐震改修工事費に応じて一定額を補助する。

対象者	所得が1,200万円以下で、対象住宅を所有する県民（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円以下）
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、耐震診断の結果「危険」「やや危険」と診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

補助対象	安全性を確保するための、耐震改修工事（附帯工事を含む）に要する費用
補助額	戸建て住宅：定額 100 万円（工事費に応じ低減あり） 共同住宅：耐震改修工事費の 1 / 2（上限 40 万円/戸数） （加算補助） 1 / 4（上限 20 万円/戸数）

## (3) その他の費用補助

上記の他、住宅建替補助として、住宅の建替え及び除去に要する費用 100 万円（定額）を補助する（対象住宅、対象者は、「住宅耐震改修工事費補助」の要件と同じ）。

### 3 社会基盤施設の老朽化対策の推進

市は、「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」に基づき、急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新等の老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保する。

対策方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷等があり、計画的な対策が必要な施設は、2028 年度までに対策を概ね完了</li> <li>・ 点検で内部の損傷等の確認が困難な排水機場等の機械・電気設備は、損傷の度合いにかかわらず、分解整備・更新等の対策を定期的実施</li> </ul>	
主な計画対象施設	道 路	橋梁、トンネル、横断歩道橋、道路法面施設 等
	河川・海岸	排水機場、水門、陸閘、ダム施設、防潮堤、矢板護岸 等
	港 湾	岸壁等係留施設、防波堤等外郭施設
	砂 防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
	下 水	下水道施設
	公 園	公園施設

### 第3 建築物の耐震性強化の普及啓発

実施担当	都市整備部都市開発課、各支所
------	----------------

市は、建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨、及び耐震改修の必要性について普及啓発に努めるとともに、区、自主防災組織、関係団体（建築士会等）等と連携して、住宅の耐震性に関する住民の防災意識の高揚、住宅耐震診断事業等の促進を図る。

- (1) 耐震診断助成制度概要パンフレットの作成配布
- (2) 市広報、ホームページ等での啓発
- (3) 建築士、建設業者等関係団体への協力要請
- (4) 耐震診断及び耐震改修に係る相談体制の充実

## 第4 落下物等の対策

---

実施担当	各課
------	----

### 1 落下物

#### (1) 公共施設

市及び防災関係機関は、所管施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により窓ガラス飛散防止対策を実施する。

#### (2) 一般建築物

広いガラス面をもった建築物、外壁面に広告物や空調機器をもった建築物に対し、次の対策を実施する。

- ① 外壁タイル等の耐震診断の指導
- ② 落下物防止対策の普及、啓発

### 2 その他

市は、据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行う。

## 第5 ブロック塀の倒壊防止対策

---

実施担当	都市整備部都市開発課、各支所
------	----------------

市は、ブロック塀の倒壊防止対策の実施に努める。

- 1 ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発
- 2 危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励
- 3 建築基準法の遵守、指導

## 資 料

11-10 住宅の耐震事業制度の概要

## 第4節 まちの防災構造の強化

---

実施担当	都市整備部建設課・都市開発課、各支所
------	--------------------

### 第1 計画的な市街地等の防災構造の強化

---

市は、朝来市都市計画マスタープランに基づき、災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。特に、住宅等が集積した市街地等においては、火災等の災害時には大きな被害が想定されるため、建築物の耐震化・不燃化の推進、道路・公園・広場などのオープンスペースの確保、緑地や生垣などの緑の確保に努める。

### 第2 市街地等を連絡する道路ネットワークの確保

---

道路による多方向アクセスの確保、沿道土地利用の保全・整備などにより道路空間の防災性・安全性の向上などに努め、市域内の道路ネットワークの強化を進める。

また、災害対策拠点や防災拠点などの拠点施設と緊急輸送道路のネットワークを確保し、迅速な災害対応に備える。

### 第3 安全で快適なまち空間の形成

---

公園、緑地、街路樹等の火災の延焼防止機能、消火・生活用水としての河川水の利用等を考慮した公園緑地の整備、残存緑地の保全、山麓部の緑地の保全・整備、河川空間の整備等により、市街地内において緑の創出とオープンスペースの確保を進め、自然と共生し、安全で快適なまち空間の形成を図る。

## 第5節 水害の防止施設等の整備

実施担当	危機管理室防災安全課、都市整備部建設課・都市開発課、産業振興部農林振興課、各支所
------	--

### 第1 河川施設の整備

市は、県等が実施する河川改修整備等に協力するとともに、市管理河川の河川改修整備等に努める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高いと想定される河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

### 第2 内水（河川に排水できずにはん濫した水）の排除対策の推進

市は、台風や集中豪雨等による、慢性的な浸水による被害を防止するため、排水ポンプ等の整備に努める。

### 第3 ため池施設の整備

市は、ため池管理者に対し、点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導に協力する。

また、防災重点ため池を対象に5年に1回の専門技術者による「ため池定期点検」を実施し、ため池の健全度に関する情報を市、ため池管理者、県で共有する。

要早期改修ため池について、国・県の補助等による補修、補強及び改修事業を推進する。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供する。

### 第4 ダム施設の維持管理

市域には、市川水系に関西電力黒川ダムと県営生野ダム、円山川水系に関西電力多々良木ダム、県営大路ダム、県営与布土ダム、市管理の大町大池ダムが設置されている。ダム施設に関する災害を予防し、関係河川の洪水調節機能の確保が図れるよう管理者等と連携し適切な維持管理に努める。

#### 資料

- 2-1 重要水防箇所一覧
- 2-2 ダム一覧
- 3-7 円山川水門管理施設一覧



## 第6節 地盤災害の防止施設等の整備

実施担当	危機管理室防災安全課、都市整備部建設課・都市開発課、産業振興部農林振興課、各支所
------	--

### 第1 砂防設備の整備

#### 1 砂防事業の推進

市は、豪雨や地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、県が実施する土砂災害危険箇所対策工事や砂防設備の整備等に協力する。また、土石流危険渓流等の調査に基づく砂防指定地の指定促進に努める。

#### 2 土石流危険渓流における警戒避難体制の整備

市は、県の指定している土石流危険渓流においては、災害時における周辺住民の迅速な安全確保のため、避難誘導體制と警戒巡視体制を確立する。

#### 3 土石流防止対策の普及啓発

市は、土石流危険渓流の巡視、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に、防災思想の周知徹底と防災体制の整備推進に努める。

### 第2 地すべり防止施設の整備

#### 1 地すべり対策事業の推進

市は、地すべりによる被害を防止するため、県が実施する地すべり防止施設の整備等に協力する。また、地すべり危険箇所の調査に基づく地すべり防止区域の指定促進に努める。

#### 2 地すべり危険箇所における警戒避難体制の整備

市は、県の指定している地すべり危険箇所においては、災害時における周辺住民の迅速な安全確保のため、避難誘導體制と警戒巡視体制を確立する。

#### 3 地すべり防止対策の普及啓発

市は、地震に伴う地すべり災害を未然に防止するための「豊かなむらを災害から守る月間」及び「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に、地すべり防止区域の点検指導、防災思想の周知徹底及び防災体制の整備推進に努める。

### 第3 急傾斜地崩壊防止施設の整備

#### 1 急傾斜地崩壊対策事業の推進

市は、急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県が実施する急傾斜地崩壊防止施設の整備等に協力する。また、危険箇所の調査に基づく急傾斜地崩壊危険箇所の指定促進に努める。

## 2 急傾斜地崩壊危険箇所における警戒避難体制の整備

市は、県の指定している急傾斜地崩壊危険箇所においては、災害時における周辺住民の迅速な安全確保のため、避難誘導體制と警戒巡視体制を確立する。

## 3 危険箇所のパトロール及び普及啓発

市は、急傾斜地崩壊危険箇所の巡視、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に、地域住民へののがけ崩れの危険性についての周知徹底と防災意識の普及に努める。

## 4 急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置

市は、県と連携し急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限、防災措置の勧告、改善命令等の災害の未然防止措置に努める。

# 第4 治山施設の整備

---

## 1 治山事業の推進

山崩れ等による被害を防止するため、市は県と協力して治山施設の整備等を進める。

県の森林対策（緊急防災林、針葉樹林と広葉樹林の混交林、里山防災林等の整備）事業の要請及び事業実施に協力する。

## 2 治山施設の点検

市は、県と連携し地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため、毎年6月に危険地区を中心とした治山施設等の点検に努める。

## 3 山地災害危険地区における警戒避難体制の整備

市は、山地災害危険地区においては、災害時における周辺住民の迅速な安全確保のため、避難誘導體制と警戒巡視体制を確立する。

# 第5 土地改良施設の整備

---

市は、防災機能を持つ農地・農業水利施設等の整備、災害に強い農村を創るための土地改良施設の整備に努める。

# 第6 宅地防災対策

---

## 1 宅地造成工事規制区域の指定

市は、近年増加傾向にある宅地造成により、災害が生じるおそれのある地域を調査し、必要と認めるときは宅地造成工事規制区域の指定を県へ要請する。

## 2 宅地防災パトロールと措置

市は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関・自衛隊の協力を得て、

梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行う。

- (1) 防災措置についての文書による指導
- (2) 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告
- (3) 宅地造成等規制法第14条の規定に基づく工事の停止、宅地の使用禁止及び必要措置の命令
- (4) 宅地造成等規制法第17条に基づく改善命令

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識の向上を図る。また、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

## 第7 災害危険区域対策の実施

---

### 1 災害危険区域の指定

市は、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を県に要請する。

### 2 危険住宅の除却又は移転

市は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助し、国、県は、市の補助額の一部を負担する。

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費  
限度額 1,333千円
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修に要する経費
  - ・利子相当額補助  
限度額 4,210千円  
年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額を助成
  - ・建設・購入費補助  
限度額 2,000千円。 但し、「利子相当額補助」を活用する場合に限る。

## 資料

- 2-3 土砂災害警戒区域一覧
- 2-4 土石流危険溪流等箇所一覧
- 2-5 地すべり危険箇所等一覧
- 2-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 2-7 山腹崩壊危険地区一覧
- 2-8 崩壊土砂流出危険地区一覧
- 2-9 災害危険区域指定一覧

## 第7節 交通関係施設の整備

実施担当	危機管理室防災安全課、市長公室総合政策課、都市整備部建設課・都市開発課、各支所、(西日本旅客鉄道㈱)
------	--

### 第1 道路施設の整備

道路・橋梁は、災害時の避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有する。このため、多元多重の交通ルートの確保を考慮のうえ、災害に強い道路施設の整備等を進める。

#### 1 緊急輸送道路等の整備

市は、災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、緊急輸送道路を中心とした災害に強い道路施設等の整備を推進する。特に、緊急輸送道路と災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点）とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であることから、県が指定する緊急輸送道路とのアクセス道路を市の緊急輸送道路として選定し対策に努める。また、各道路管理者は、防災点検等の結果をもとに防災対策工事に努める。

##### (1) 幹線道路の整備

- ① 北近畿豊岡自動車道の整備促進
- ② 一般国道9号及び312号等国・県道の改良・整備促進
- ③ 都市計画決定されている路線の整備促進

##### (2) 生活道路の整備

- ① 中山間地域の集落等に至る道路の整備促進
- ② 交差点改良や路面排水の整備促進

##### (3) 自転車道・歩道の整備

- ① 道路整備計画による計画的な自転車道・歩道の整備促進
- ② 歩車道間の段差解消等バリアフリーに対応した改修の推進

##### (4) 橋梁の点検調査に基づく架替、改修等の実施

#### 2 狭隘道路の解消等

市街地内等では、道路幅員が狭いため、消防自動車などによる消防・救急・救助等の応急対策活動に支障をきたす場合が想定される。このため、道路改良や安全施設の整備等を図り、迅速で円滑な活動が可能となるよう道路整備に努める。

#### 3 避難路の整備

避難路は、指定緊急避難場所、指定避難所又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路であり、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するものとする。

- (1) 避難路の幅員は、災害時の応急対策活動や避難行動の安全性を考慮して、道路では15m以上、縁道では10m以上の幅員を確保するよう努める。

- (2) 災害時に通行不能となる場合に備え、複数の避難路が確保できるよう配慮する。
- (3) 避難路の沿道には、必要に応じて消防水利その他避難者の安全を確保するために必要な設備の整備に努める。また、道路の占用物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮する。

#### 4 道路情報の提供

北近畿豊岡自動車道山東PA内の道の駅「但馬のまほろば」は、道路情報提供装置が設置されており、道路利用者の安全性や利便性向上のための各種情報を提供するとともに、災害時には通行規制箇所、広域う回路等の情報提供を行っている。

市は、緊急時における迅速かつ的確な情報収集と発信を行うことができるよう、県が各種の道路情報提供装置の統合管理を進め、他の道路管理者及び県警察本部とのネットワーク化を図っていくことについて協力する。

また、ケーブルテレビ、インターネット等による避難情報、救護・救助情報、緊急情報、道路情報等の提供も行う。

### 第2 鉄道施設の整備

---

西日本旅客鉄道(株)は、鉄道施設の災害防止のため、諸設備の実態を把握し、災害時においても機能を保持できるよう関係機関と調整のうえ、整備を行う。

#### 1 風害対策

対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の振れ止め強化を行うほか、橋梁上等に設置している風速計により、風速を監視する。

#### 2 水害対策

雨量計、河川水位計、河川情報センター端末機並びにテレビ・ラジオ等からの情報により、降雨状況、河川水位、台風、週間天気等の情報を収集し、状況把握を行う。

### 第3 災害時用臨時ヘリポート対策の実施

---

市は、災害対策拠点、防災拠点、災害時に孤立するおそれのある地区の分布、災害拠点病院、災害対応病院、救護所、緊急輸送道路とのネットワーク等を考慮し、ヘリコプター臨時離着陸場適地の調査、拡充を進める。また、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議することとする。

また、あらかじめ南但消防本部と連携し指定済みのヘリコプター臨時離着陸場の運用体制(要員の配備等)を整えておく。

### 資料

7-2 緊急輸送道路一覧

7-3 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

## 第8節 ライフライン関係施設の整備

実施担当	危機管理室防災安全課、都市整備部上下水道課、(関西電力株)、関西電力送配電株、(一社)兵庫県LPガス防災協会、西日本電信電話株、(株)NTTドコモ関西、NTTコミュニケーションズ株、KDDI株、ソフトバンク株)
------	---

### 第1 電力施設の整備等

関西電力株、関西電力送配電株は、地震、風水害等による被害を未然に防止し、また、被災した場合においても迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する次のような防災対策の推進に努める。

#### 1 地震に対する施設の保全及び耐震性の確保

- (1) 水力発電、変電設備
  - ① 主要機器の効果的な耐震構造化
  - ② 構造物の耐震設計の採用
- (2) 送電設備、配電設備
  - ① 地中設備に係る不等沈下発生箇所の改修の実施
  - ② 橋梁並びに建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用
  - ③ 鉄塔の巡視点検の実施
  - ④ 配電設備の地中化に関する総合的な都市整備と協調した計画的な整備の実施

#### 2 風水害等に対する施設の保全

- (1) 台風、洪水、集中豪雨対策
  - ① 水力発電設備
    - ア 防水壁、防水扉の防水対策の実施
    - イ 排水対策の実施
    - ウ 予備電源の整備
    - エ 出水、集中豪雨時における水路工作物等土木設備の保安対策の実施
  - ② 送電設備  
台風等を考慮した支持物設計の実施
  - ③ 変電設備  
洪水のおそれのある箇所における重点的な設備防護措置の実施
  - ④ 配電設備  
電気設備に関する技術基準等による風水害対策の実施
- (2) 雷害対策
  - ① 水力発電、変電設備  
耐雷遮へい、避雷器の重点配置、適正更新実施及び系統保護継電装置の適正更新実施
  - ② 送電設備  
架空地線の設置、接地抵抗の低減等の実施

- ③ 配電設備  
襲雷頻度の高い地域における避雷器等の避雷装置の取付けの実施
- (3) 雪害対策
  - ① 送電設備  
鉄塔にはオフセット（上下の電線が垂直にならない配列にすること。）を採用し、電力線・架空地線には線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施
  - ② 配電設備  
難着雪電線の使用、配電線の太線化等の実施
- (4) 風害対策  
各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の補強等の実施

### 3 電力の安定供給

- (1) 通信設備の確保
  - ① 主要通信系統の2ルート化
  - ② 健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保
  - ③ 通信用電源の確保
  - ④ 衛星通信システムの配備
  - ⑤ 移動無線応援体制の整備
  - ⑥ 近畿地方非常通信協議会加入による各機関との相互協力
  - ⑦ 有線不通時における内閣府中央防災無線による国等防災機関との通信確保
- (2) 電気設備予防点検  
電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するよう、定期的に工作物の巡視、点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。
- (3) 气象台等との連携  
災害発生の予知について气象台等との連携を綿密にするほか、次の手段によりの確な情報の入手に努める。
  - ① 気象用レーダーによる気象情報の把握
  - ② ロボット雨量計による雨量情報の把握

### 4 公衆災害、二次災害の防止

- (1) 電気工作物の適正管理を推進するため、以下の対策を実施する。
  - ① 樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置
  - ② 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
  - ③ 不良電気設備（需要家）の改修促進
- (2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から以下の対策を実施し、需要家の防災意識の向上に取り組む。
  - ① テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、パンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての事故防止PRを実施

- ② 自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施

## 5 復旧用資機材の整備・確保

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、広域運用できる体制を整備するとともに、自治体等の被害想定に従い、復旧用資機材の分散配備、食料・医療・医薬品等生活必需品の充実に努める。

## 6 防災訓練、防災教育の実施

(1) 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

## 7 関係機関との相互連携協力体制の構築

災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

(1) 自治体との協調

平常時には自治体の防災会議等へ参画し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。



(2) 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

(3) 他電力会社等との協調

他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(4) 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、通勤・通学・帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

(5) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- ① 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結
- ② 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結
- ③ 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携
- ④ 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施
- ⑤ 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
- ⑥ 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- ⑦ 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

## 第2 ガス施設の整備等

---

(一社)兵庫県LPガス協会は、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策を実施する。

(1) ガス施設の耐震性強化

- ① 地震による配管の損傷を防止するため、フレキシブル配管(埋設管にあつてはPE管)の導入促進を図る。
- ② 強度の地震にも耐える容器の転落転倒防止対策を検討し、対応を図る。

(2) 防災システムの強化

① 集中監視システムの導入

電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム(救急コール)にも活用する。

② 安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100%に達している。また、災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。

③ 地域防災事業所の設置

県内を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、充填所、LPガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。

各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話が整備されている。

(3) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて防災事業所の社員が出勤し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

② 中核充填所の設置

大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県内12か所に中核充填所(改正石油備蓄法第14条第1項により指定)を設置し、以下を実施配備する。

ア 災害時石油供給連携計画を策定

イ LPガス輸入業者及び近隣の他府県協会と共同で連携訓練を実施

ウ LPガス非常用自家発電機

エ LPガス自動車を2台(容器配送用トラック、保安点検用車両)以上

オ LPガス自動車へのLPガス充填設備

カ 緊急用通信設備(衛星通信)

③ 相互協力体制の確立

ア (一社)兵庫県LPガス協会、(一社)大阪府LPガス協会、(一社)奈良県LPガス協会、(一社)京都府LPガス協会、(一社)和歌山県LPガス協会、(一社)滋賀県LPガス協会、(一社)福井県LPガス協会が組織する「近畿LPガス連合会」の相互応援協定により、大規模災害時の相互応援体制を整備している。

イ 大阪ガス㈱と「ガス漏洩通報等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

ウ (一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部に設置された各府県防災会(近畿2府5県それぞれの府県に設置)との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

④ 防災訓練等の実施

ア 各防災事業所にあっては、適時、地震、風水害等を想定した防災訓練を実施する。

イ 各ブロックごとに、適時、地震、風水害等を想定したブロック総合防災訓練を実施する。

ウ 自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(4) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

① 年間を通じ、兵庫県プロパンガス協会と連携して、県内各地でLPガス使用家庭を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図る。

② 兵庫県内で一定の被害が想定される場合及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を㈱ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にLPガスの対応について周知を図る。

- ③ 各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるLPガスの緊急対応について周知を図る。
- ④ 市に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備える。
  - ア 災害支援協定の締結に努める。
  - イ 避難所となる学校や病院などの公共施設に災害発生時に炊き出しや発電等に利用可能な非常用燃料として、LPガスを備蓄できる災害対応用バルクシステムの普及に努める。
  - ウ 各自治体が開催する各種のイベントに積極的に参加し、一般の消費者に対して、災害時に燃料の確保が容易なLPガス自動車とLPガス発電機の普及啓発に努める。

### 第3 電気通信施設の整備等

---

電気通信関係各社は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

#### 1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西、NTTコミュニケーションズ(株)

各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

##### (1) 電気通信施設の保全及び耐震性の強化

###### ① 建物及び鉄塔

建物及び鉄塔の耐震診断及び補強の実施

###### ② 所内設備

###### ア 機械設備

建物に設備している交換機、伝送設備などについて振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床などに支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し、耐震補強を実施する。

###### イ 電力設備

電力設備は、建物へ支持金物により固定し、蓄電池は耐震枠による移動防止などの対策を講じているが、更に発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施する。

###### ③ 所外設備

架空ケーブルの地中化を計画的に推進する。

##### (2) 災害対策用設備等の整備・点検

###### ① 通信途絶防止用無線網の整備

###### ② 有線不通時における内閣府中央防災無線による国等防災関係機関との通信確保

###### ③ 災害対策用機器の整備・充実

###### ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬型デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

###### ウ 移動電源車、可搬型発電発電機

###### エ 排水ポンプ

- ④ 復旧機材の備蓄
- (3) 防災訓練の実施
  - 災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練・演習等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。
- ① 訓練内容
  - ア 演習の種類
    - (ア) 災害対策情報伝達演習
    - (イ) 災害対策演習
    - (ウ) 大規模災害を想定した復旧対策演習
  - イ 演習方法
    - (ア) 広域規模における復旧シミュレーション
    - (イ) 事業所単位での、参集・情報伝達演習
    - (ウ) 防災機関における防災総合訓練への参加

## 2 KDDI(株)

次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

- (1) 防災に関する関係機関との連絡調整
  - 災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行う。
- (2) 通信設備等に対する防災設計
  - 災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。また、主要な通信設備等については、予備電源を設置する。
- (3) 通信網等の整備
  - 災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。
  - ① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
  - ② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。
- (4) 災害対策用機器、車両等の配備
  - 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。
- (5) 災害時における通信の疎通計画
  - 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施する。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

(8) 防災に関する教育、訓練

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。
- ② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。
- ③ 訓練の実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加するなど、これらの機関との連携も考慮して行う。

### 3 ソフトバンク㈱

次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。

① 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。

② 伝送路対策

ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。

(2) 自主保安体制の構築

① 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立することとする。

② 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一来に備えることとする。

③ 災害対策用設備及び防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材及び予備品などを確保することとする。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。

## 第4 水道施設の整備等

---

市は、地震、風水害等による断・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画を立て、施設の新設・拡張・改良計画に合わせて計画的に耐震整備を進める。特に、過去の風水害等による被災経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で浸水するおそれがある場合は、施設の新設・更新に当たって、十分な防災対策を講じる。

また、水道施設における各ポンプ室、配水池等の監視・遠隔操作システムの整備を進める。

### 1 水道施設の保守点検

市は、水道施設の維持管理に当たり、貯水、取水、浄水、導水、送水、配水施設等の巡回点検を行う。

### 2 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

### 3 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

### 4 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

### 5 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動

県内の各市町及び各水道事業体において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」「近畿圏危機発生等の相互応援に関する基本協定」「近畿2府5県の府県営及び大規模水用水供給業務の震災時等の相互応援に関する覚書」及びあさご管工事業協同組合との「上下水道施設災害に関する応援協定」等に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応

援活動が円滑に行われるよう努める。

## 6 水道災害対策行動指針等の作成

応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努める。

## 7 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

## 8 教育訓練及び平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

### (1) 職員に対する教育及び訓練

#### ① 教育

防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

#### ② 訓練

動員行動計画に基づく訓練

### (2) 市民に対する広報及び訓練

#### ① 広報

事前対策及び災害対策

飲料水の確保

給水方法の周知徹底

水質についての注意

広報の方法

#### ② 訓練

給水訓練等

## 第5 下水道施設の整備等

---

市は、災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に耐震整備等を進める。特に、過去の風水害等による被災経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で浸水するおそれがある場合は、施設の新設・更新に当たって、十分な防災対策を講じる。

また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常用電源・用水等の確保を図る。

### 1 下水道施設の保守点検

下水道施設の災害による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所等の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 既往災害履歴の作成
- (3) 耐震点検
- (4) 日常点検保守
- (5) 被災の可能性が高い箇所把握

## 2 下水道施設の応援体制の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努める。

また、あさご管工事業協同組合との「上・下水道施設災害に関する応援協定」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

## 3 災害時用の資機材の確保

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

## 4 教育訓練及び平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育訓練及び市民に対する広報等を実施する。

## 資料

4-3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

4-7 あさご管工事業協同組合との上・下水道施設災害に関する応援協定



## 第5章 調査研究体制等の強化

### 第1節 地震に関する調査研究の推進

---

実施担当	危機管理室防災安全課、各支所
------	----------------

#### 第1 防災アセスメントと被害想定の推進

---

地震災害は、自然的・社会的な地域特性により被害の様相も異なる。このため、市及び防災関係機関は、大学等の研究機関と連携を図りながら、災害誘因(地震)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する防災アセスメントの実施、及び災害危険性や自然的・社会的環境要因等の諸条件に基づき、想定される災害の人的被害、構造物被害等を算出する被害想定を実施し、地域の災害危険性と想定される被害を把握する。

防災アセスメントや被害想定は、社会経済状況の変化等に伴い随時見直しを行い、状況の変化に対応した防災対策を構築していくものとする。

#### 第2 地区防災計画の作成

---

市は、一定の地区(行政区)の居住者が行う自発的な防災活動に関する計画(地区防災計画)について、市地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画が連携して共助の強化を図ることにより、地区の防災意識及び防災力の向上を推進するため、地区防災計画策定の周知に努める。

## 第2節 地震観測体制の整備

実施担当	危機管理室防災安全課、各支所
------	----------------

地震に関する研究の推進と地震発生時の迅速な初動体制の構築に資するため、地震観測体制の整備を図る。

### 1 特定観測地域と観測強化地域

地震予知連絡会は、観測の効率化を図るため、特定観測地域（8地域：①過去に大地震があつて、最近大地震が起きていない地域、②活構造（活断層など活動的な地質構造）地域、③最近地殻変動の活発な地域、④東京などの社会的に重要な地域）と観測強化地域（2地域）を指定しており、兵庫県に関係するものとして、名古屋・京都・大阪・神戸地区が特定観測地域に指定されている。

《名古屋・京都・大阪・神戸地区の選定理由》

この地域には、歴史的にM7級の被害地震が発生しており、また活断層が密集している。養老断層沿いに比較的大きな水平歪、琵琶湖西岸に北上がりの地盤傾動が見られる。社会的に特に重要な地域である。

### 2 震度情報ネットワークシステムによる観測

兵庫県内の各市町に設置した計測震度計と兵庫県庁内の送受信装置や消防庁の交信装置とネットワークさせる震度情報ネットワークシステムが構築されており、県内全市町のデータを集約している。この計測データをフェニックス防災システム（観測情報システム、被害予測システム）と連動させることにより、初動体制の確立等に活用している。

### 3 市内の観測施設

観測場所	測器の種類	設置機関
生野町真弓 373-77（工業用水浄水場）	強震計	防災科学技術研究所
生野町口銀谷 229（JR生野駅）	地震指示警報機	JR西日本
和田山町枚田 436-1（朝来消防署）	計測震度計	気象庁
和田山町柳原 206-1（和田山中学校駐車場）	強震計	防災科学技術研究所
山東町楽音寺 95（山東支所）	計測震度計	兵庫県
山東町粟鹿 2270-1（山東農村広場）	強震計	防災科学技術研究所
新井 73-1（朝来支所）	計測震度計	兵庫県

## 第3節 風水害に関する調査研究の推進

---

実施担当	危機管理室防災安全課、各支所
------	----------------

### 第1 調査研究体制の整備

---

災害は、自然的・社会的条件等の地域特性により、被害の様相も異なってくる。このため、市及び防災関係機関は、大学等の研究機関と連携を図りながら、災害と被害の因果関係等災害現象について、科学的に分析、検討することができる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実施を図る。

### 第2 平成16年台風第23号災害及び平成21年台風第9号災害の教訓と継承

---

平成16年の台風第23号及び平成21年の台風第9号災害は、市域に多大な被害を及ぼした。その災害を教訓とし、その被害及び応急対策の分析を行い、市の防災体制や防災対策へ反映させる。

### 第3 防災アセスメントと被害想定の推進

---

実効ある防災対策を実施するため、災害誘因(台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する防災アセスメント、もしくは災害危険性や自然的・社会的環境要因等の諸条件に基づき、想定される災害に対応した人的被害、構造物被害等を算出する被害想定を実施し、地域の災害危険性と想定される被害を把握する。

防災アセスメントや被害想定は、社会経済状況の変化等に伴い随時見直しを行い、状況の変化に対応した防災対策を構築していく。

### 第4 地区防災計画の作成

---

市は、一定の地区(行政区)の居住者が行う自発的な防災活動に関する計画(地区防災計画)について、市地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画が連携して共助の強化を図ることにより、地区の防災意識及び防災力の向上を推進するため、地区防災計画策定の周知に努める。

## 第6章 その他の災害予防対策の推進

### 第1節 雪害の予防対策の推進

実施担当	危機管理室防災安全課、都市整備部建設課、各支所
------	-------------------------

#### 第1 道路除雪対策

市は、積雪期における道路除雪対策として、道路除雪計画を作成する。また、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行う。

#### 第2 雪崩対策

##### 1 施設整備

市は、災害の未然防止を図るため、雪崩の発生しやすい急傾斜地の防災工事の促進に努める。

##### 2 危険箇所の把握と広報

市は、危険箇所の巡回を行うなど、災害の未然防止に努めるとともに、住民に対し、危険箇所の周知徹底を図るとともに、防災意識の高揚を図る。

##### 3 警戒避難体制の確立

災害の発生するおそれがある豪雪等に際し、特に雪崩の危険度の高い地域に対しては平時から災害予防のため警戒体制、避難体制の確立を図る。

また、避難の万全を期するため、あらかじめ地域住民に対して避難場所、避難経路及び心得等の周知徹底に努める。

### 資料

2-10 雪崩危険箇所一覧

## 第2節 危険物等の事故の予防対策の推進

実施担当	危機管理室防災安全課、各支所、南但消防本部
------	-----------------------

### 第1 危険物の保安対策の実施

消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱う施設（以下、「危険物施設」という。）及び防災関係機関の予防対策について定める。

#### 1 危険物施設の保全及び耐震性の強化

- (1) 危険物施設について、その所有者、管理者又は占有者（以下、「所有者等」という。）は、施設の基準や定期点検の規程を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査する。
- (2) 関係機関は、危険物施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、各種タンクの水張、水圧の検査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせる。

#### 2 危険物施設における保安対策

- (1) 危険物製造所等の所有者等は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。
- (2) 危険物製造所等の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。
- (3) 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施する。
  - ① 自主保安体制の確立
 

防火訓練、保安教育等を実施し、防火意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

また、施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。
  - ② 事業所相互の協力体制の確立
 

危険物施設が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。
  - ③ 住民安全対策の実施
 

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。
  - ④ 浸水、土砂災害への対応
 

危険物施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定

される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

### 3 消防機関による保安対策

- (1) 南但消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、撤去させるなど、危険物の規制を行う。
- (2) 南但消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。
  - ① 危険物施設の把握と防災計画の策定  
常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。
  - ② 監督指導の強化  
危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させる。
  - ③ 消防体制の強化  
必要に応じ、各事業所ごとの防災計画等を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。
  - ④ 防災教育  
危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につき視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

## 第2 高圧ガスの保安対策の実施

---

高圧ガスによる災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

### 1 高圧ガス施設の保全及び耐震性の強化

高圧ガス関係事業者は、所管施設について、保全対策及び耐震性の強化を推進する。

### 2 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

#### (1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

#### (2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

#### (3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

#### (4) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

### 3 防災資機材の整備

- (1) 南但消防本部は、事業所に対して高圧ガスなどの防災資機材等の整備促進を図るとともに、その管理について指導する。
- (2) 南但消防本部は、事業所に対し、効果的な防災資機材等の整備充実を指導するとともに、報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の種類及び数量の把握に努める。
- (3) 事業者は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。
- (4) 事業者は、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

### 4 保安教育の実施

- (1) 関係団体は、高圧ガスに関する各種講習会を開催し、事業所に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。
- (2) 事業者は、従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。
- (3) 主な教育項目は、次のとおりとする。
  - ① 関係法令（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）等）
  - ② 高圧ガスに関する知識
  - ③ 防災組織
  - ④ 運転マニュアル、各種規程
  - ⑤ 異常時の措置基準
  - ⑥ 事故事例と対策
  - ⑦ 救急の方法

### 5 防災訓練の実施

- (1) 関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように定期的に総合防災訓練を実施する。
- (2) 事業者は、取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。
- (3) 主な訓練項目は次のとおりとする。
  - ① 緊急通信・通報・伝達訓練
  - ② 非常招集動員訓練
  - ③ 救助・避難訓練
  - ④ 応急措置実施訓練
  - ⑤ 消火訓練
  - ⑥ 広報訓練

## 6 防災技術の研究

関係機関及び事業所は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

## 第3 火薬類の保安対策の実施

---

火薬類による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

### 1 火薬類施設の保全及び耐震性の強化

火薬類関係事業者は、火薬類施設（火薬類取締法第2条に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設）について、火薬類取締法に基づく構造とし、施設の基準の維持等の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

関係機関は、火薬類施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転又は技術上の基準に従い火薬類を製造又は貯蔵することを命ずる。

### 2 火薬類関係事業所における警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

#### (1) 警戒体制の発令

雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

#### (2) 警戒措置の実施

##### ① 事前調査

落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査する。

##### ② 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

#### (3) 作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行う。

### 3 火薬類関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

#### (1) 防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

#### (2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

#### (3) 緊急動員体制の確立



大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との相互応援体制を確立する。

#### 4 保安教育の実施

(1) 関係団体は、火薬類に関する各種講習会において、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

(2) 事業者は、従業員に対し定期的及び施設の新設等の機会ごとに保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。

(3) 主な教育項目は、次のとおりとする。

- ① 関係法令（消防法等）
- ② 火薬類に関する性質、保安管理技術
- ③ 地震に関する知識
- ④ 災害時における応急対策及び避難方法

#### 5 防災訓練の実施

(1) 事業者は、取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 主な訓練項目は、次のとおりとする。

- ① 緊急通信・通報・伝達訓練
- ② 非常招集動員訓練
- ③ 救助・避難訓練
- ④ 応急措置実施訓練
- ⑤ 消火訓練
- ⑥ 広報訓練

#### 6 防災技術の研究

関係機関及び事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

### 第4 毒物・劇物の保安対策の実施

---

毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。

#### 1 毒物・劇物施設の保全及び耐震性の強化

(1) 毒物・劇物取扱施設で、消防法、高圧ガス保安法による規制を受けている施設について、毒物・劇物取扱事業者は、関係2法に基づき、施設の基準や定期点検等の規定を遵守するとともに、施設の保全及び耐震性の強化に努める。

(2) 関係機関は、前2法に基づき、毒物・劇物取扱施設について、設置及び変更許可に対す

る現地審査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせる。

- (3) 関係機関は、前2法により規制を受けない施設の実態把握に努めるとともに、毒物・劇物取扱事業者は、毒物・劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、関係機関は、立入指導又は文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努める。

## 2 毒物劇物営業者における警戒体制の整備

台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物劇物営業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

### (1) 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発表等により事業所が警戒事態となったとき、毒物劇物営業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

### (2) 警戒措置の実施

#### ① 事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査する。

#### ② 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

## 3 関係機関における保安対策の実施

関係機関は、以下に示す対策を行う。

- (1) 毒物劇物営業者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
- (2) 毒物劇物営業者に対し、毒物又は劇物によって市民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに県健康福祉事務所・市保健センター、県警察本部又は消防本部に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- (3) 毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、事業場ごとに届出を要する者（電気メッキ事業者、金属熱処理事業者、運送事業者、白あり防除事業者）に対しても、同様の指導を行う。
- (4) 毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握に努めるとともに、文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努める。

## 第5 たい積物の保安対策の実施

---

鉱石採掘によりできた廃石のたい積場は、大雨・地震等の影響で災害の発生するおそれがあるため、次により予防対策に努める。

### 1 たい積場における保安対策

たい積場の所有者等は、次の保安対策を実施する。

#### (1) 自主保安体制の確立

- ① 防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を

図り、災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

② 施設管理の強化、パトロールの実施等保全対策に努める。

## 2 警戒避難体制の確立

災害の発生に備え、危険度の高い地域に対しては平時から災害予防のため警戒体制、避難体制の確立を図る。

また、避難の万全を期するため、あらかじめ地域住民に対して避難場所、避難経路及び心得等の周知徹底に努める。

## 資 料

2-11 危険物施設数一覧

2-12 高圧ガス製造事業所数等一覧

2-13 たい積場の現況

## 第3節 大規模事故等災害予防対策の推進

実施担当	危機管理室防災安全課、市長公室総合政策課、各支所
------	--------------------------

### 第1 交通安全対策の充実

市は、南但馬警察署と相互に連携をして、広く市民の交通安全の普及・啓発に努めるため「交通安全市民運動」等を推進する。また、「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発に努めるとともに、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図る。

#### 1 安全運転の啓発及び運行の確保

市及び南但馬警察署等は、自動車の運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努める。

また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取り組みを支援する。

#### 2 車両等の安全性の確保

##### (1) 市民等による自動車の日常点検の実施

車両を運転しようとする者は、法令の定めるところにより、始業点検等を行う。

##### (2) 意識啓発活動

市及び南但馬警察署等は、自動車車両の安全性の確保を図るため、自動車使用者に対して、適切な保守管理を啓発する。

### 第2 交通関係機関等における大規模事故に対する体制の整備

#### 1 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 市、鉄道事業者、道路管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図る。

(2) 市は、機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(3) 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。

(4) 市は、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(5) 市は、南但馬警察署や医療機関、事業者等による、従来からの安否情報に加えて、それを補完する仕組みとして、消防庁において構築されている安否情報システムを活用した安否情報の収集・提供の仕組みづくりについて検討する。

## 2 通信手段の確保

市、関係機関等は、災害発生時における通信手段を確保するため、以下の事項に留意する。

- (1) 非常通信体制の整備
- (2) 災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備
- (3) 通信手段の定期的点検、機器操作習熟のための訓練・研修の実施
- (4) 通信機器等の平時利用
- (5) 平時からのフェニックス防災システムの積極的活用
- (6) 最新の通信・情報処理システムの調査、より効果的な情報収集・伝達システムの研究

## 3 災害応急活動体制の整備

- (1) 職員の初動体制

市は、災害発生時における職員初動体制の整備に努める。

- (2) 関係機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、鉄道事業者及び道路管理者等は、それぞれの機関等の実情に応じて、所属職員に対する非常参集体制の整備を図る。

- (3) 専門家・専門機関等との連携

市は、大規模事故災害発生時において、専門的な見地から助言等の協力を得るため、大規模事故災害に係る専門的知識を有し協力を得ることが可能な専門家・専門機関等との連携を図る。

〈 専門分野例 〉

- ① 災害時医療救護活動（初期治療の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整への助言等）
- ② 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等への治療）
- ③ 化学物質等の取り扱い
- ④ 鉄道、道路等の各災害の応急対策（鉄道又は道路構造物の被災等への対応等）
- ⑤ こころのケア
- ⑥ 社会心理及び災害広報
- ⑦ その他必要な分野

## 4 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

- (1) 捜索活動関係

市等は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

- (2) 救助・救急関係

- ① 南但消防本部は、救助工作車、救急車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- ② 市及び自衛隊は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ警察等と情報交換を行うよう努める。
- ③ 鉄道事業者等は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- ④ 南但消防本部は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急救護計画を定める。

(3) 医療活動関係

- ① 市、日赤及び災害拠点病院等の医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。
- ② 市、鉄道事業者、道路管理者は、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。
  - ア 鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、消防本部及び市等
  - イ 消防本部と医療機関
  - ウ 医療機関相互
- ③ 市、南但消防本部、日赤、地域医師会等は、発災時に医療救護活動を適切に行うことができるよう、平時から広域災害・救急医療情報システムの活用にも努める。

また、平時から災害拠点病院（災害医療コーディネーター）との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。
- ④ 市等は、災害医療圏域内の、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、医薬品及び飲料水の備蓄並びに災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の地域災害救急医療マニュアルを定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備する。
- ⑤ 医療機関、南但消防本部は、南但馬警察署等と連携し、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を検討する。

(4) 消火活動関係

- ① 市及び南但消防本部等は、平時より近隣消防機関相互の連携の強化を図る。
- ② 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- ③ 鉄道事業者等は、火災による被害拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- ④ 道路管理者、消防機関等は、平時より機関相互の連携強化を図る。

## 5 緊急輸送活動等への備え

(1) 緊急輸送活動への備え

- ① 市は、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- ② 市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。
- ③ 市は、南但馬警察署と連携し、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転手の義務等について周知を図る。
- ④ 鉄道事業者等は、公安委員会その他関係機関の協力の下に、事故災害時の応急活動の

ために必要な人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

(2) 危険物等の流出時における防除活動関係

市、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

(3) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

- ① 鉄道事業者等は、多数の死傷者が生じた場合に、関係機関と協議して、安否確認情報の提供窓口を設置する体制の整備に努める。
- ② 市等は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておく。
- ③ 市及び放送事業者等は大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

## 6 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 各機関の訓練の実施

市、鉄道事業者、道路管理者、指定地方行政機関等は、相互に連携し、次の種類の訓練を実施する。

① 図上訓練

関係機関、または一部関係機関の訓練担当者による机上での訓練

② 部分訓練

各関係機関の役割分担を中心とした訓練

③ 情報伝達訓練

関係機関の情報伝達を中心とした訓練

④ 総合訓練

関係機関が、それぞれの訓練の成果を基に実施する総合的な訓練

(2) 訓練への参加

市及び関係する指定地方公共機関は、国、鉄道事業者等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認する。

(3) 訓練の工夫

各機関が訓練を行うに当たっては、多様な形態の大規模事故を想定するなど、実践的なものとなるよう工夫するとともに、相互の連携体制等の整備を図る。

(4) 事後評価

各機関は、訓練後には評価の場を設けて課題の検討などを行い、必要に応じて相互の連携体制等の改善を行う。

## 第3 雑踏事故の予防

---

雑踏が想定される行事等の実施に当たり、行事等の主催者等、市及び関係機関等の役割、連携を明らかにすることにより、雑踏が予想される行事等の安全対策を講じる。

### 1 主催者等の措置

行事等の主催者等は、行事内容、雑踏警備体制、事故発生時の対応体制等について、事前

に管轄の南但馬警察署及び南但消防本部並びに医療機関等と連絡調整を行うなど、雑踏事故防止に万全を期す。

## 2 南但馬警察署の措置

南但馬警察署は、必要に応じて、行事等の計画段階から主催者等に対して、雑踏警備に関する指導・助言を行うとともに、主催者等の自主警備とも連携し、組織的な警備を行う。

## 3 市の措置

- (1) 市及び南但消防本部は、事故発生時の対応体制について、事前に、主催者等と調整を行うとともに、緊急車両の進入路の確保等、必要な警備体制をとる。
- (2) 市は、行事等の主催者等から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参画し、情報伝達体制、広域支援等について助言する。



## 第4節 原子力等事故災害予防対策の推進

実施担当	危機管理室防災安全課、健康福祉部社会福祉課・高年福祉課・地域医療・健康課、各支所
------	--

### 第1 緊急時モニタリング体制の整備

#### 1 原子力事業者の措置（核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等関係）

原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、モニタリングの実施等といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担及び携行する資機材等を記載した運搬計画書並びに、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成し、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために所要の要員を配置し、必要なマニュアルの整備を図る。

#### 2 放射性同位元素取扱事業者の措置（放射性同位元素等に係る事業所外運搬災害等及び放射性同位元素取扱事業所災害等関係）

放射性同位元素取扱事業者及び放射性同位元素取扱事業者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素取扱事業者等」という）は、法令で定める放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定するために必要な体制を整備する（放射線障害防止法第20条、第33条）。

#### 3 市等の措置

市その他関係機関は、放射性同位元素取扱事業者以外の者で、放射性物質が不法に持ち込まれるおそれのある者に対し、検査体制の整備など必要な防止対策を講じるよう働きかけに努める。

また、飲料水のモニタリングが実施できる体制を整備する。

### 第2 救援・救護活動体制の整備

#### 1 消防活動体制の整備

(1) 市及び南但消防本部は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等も踏まえ、次に掲げる消防活動体制の整備に努める。

- ① 防災資機材（放射線計測資機材、放射線防護資機材を含む）の整備
- ② 職員の研修・訓練（放射線計測、放射線防護〔除染を含む〕、放射線による影響等に関する研修・訓練を含む）
- ③ 事業所等の把握

(2) 市は、消防活動体制の整備について、県、国及び専門家と協力し、必要な助言、情報提供等の支援を行う。

## 2 緊急時医療体制の整備

### (1) 関係職員の研修

市及び医療関係機関は、医療従事者等に対し、放射線医学総合研究所等の関係機関が実施する研修への参加等により、放射線の性質、単位等の基礎知識や放射線防護の技術（除染を含む）、放射線障害、被ばく・汚染患者の取扱い等の知識・技術の取得に努めさせる。

### (2) 緊急時対応可能医療機関の把握

市は、以下の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関（救急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努める。

〈 区分 〉

#### ① 放射線障害専門病院

重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設

#### ② 緊急被ばく医療施設

ア 5～6 Gy 以上の全身被ばく患者の治療（緊急被ばく医療、救急医療、皮膚科、造血幹細胞移植専門家が必要）を行える施設

イ 2 Gy 以上の全身被ばく患者の治療を行える施設（無菌室が必要）

ウ 汚染（体表面、創傷部）を伴う患者の治療を行える施設

## 第3 平時からの防災関係機関等との連携体制の整備

---

### 1 防災関係機関との連携

市、その他防災関係機関は、第3編第2章第3節「防災関係機関等との連携促進」に記載している対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。

県との連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

### 2 専門家派遣

#### (1) 核燃料物質等の事業所外運搬災害等

市は、特定事象発生時等に原子力安全委員会に設置される緊急技術助言組織から現地に派遣される緊急事態応急対策調査委員の受入れについてあらかじめ定めておく。

#### (2) 放射性同位元素等の事業所外運搬災害等

市は「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について（昭和59年2月、放射性物質安全輸送連絡会）」に基づき、放射性物質の輸送中の事故に際し必要に応じ国から派遣される専門家の受入れについてあらかじめ定めておく。

## 第4 災害時要援護者支援対策の強化

---

### 1 災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備

#### (1) 災害時要援護者の日常的把握

市は、民生委員・児童委員、訪問介護員（ホームヘルパー）、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障害者等の要援護者の状況を把握し、コミュニティ・ファイル等を作成しておくなど、対象原子力災害等発生時に迅速な対応ができる体制を整

備する。

(2) 障害者への情報伝達方法の確立

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

また、防災知識の普及啓発に努めるほか、防災上の相談・指導を行う。

## 2 社会福祉施設等の防災体制の整備

市等は、次の対策を講じる。

- (1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立
- (2) 社会福祉施設の対応強化
- (3) 社会福祉施設等の整備
- (4) 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備（福祉避難所（場所）の指定・整備を含む）

## 3 外国人対策の強化

外国人に対する日常の情報提供及び対象原子力災害等発生時の情報伝達等の方法については、地域防災計画（地震災害応急対策計画）第3編第3章第10節内「外国人市民への情報伝達等」に基づき必要な対応を図る。

# 第5 原子力災害等に関する学習等の充実

---

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

また、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

## 1 周知方法

- (1) インターネット等による普及（ホームページへの関連情報の掲載等）
- (2) 新聞、冊子、その他印刷物による普及
- (3) 標語、図画、作文募集等による普及
- (4) 市民を対象とした研修会の開催

## 2 周知内容

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること（放射線の単位、汚染と被ばくの違い、放射線の人体影響等）。
- (2) 放射性物質規制の概要（法体系、利用用途、用途毎の存在形態等）
- (3) 原子力施設等の概要に関すること。
- (4) 対象原子力災害等とその特殊性に関すること。
- (5) 緊急時に県、市及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項（特に身体の防護方法、妊婦・乳幼児等に

配慮した緊急措置方法)

- (7) その他必要と認められる事項

## 第6 災害対策要員の研修・訓練の実施

---

### 1 研修の実施

市は、対象原子力災害等の対策業務に携わる者に対して、対象原子力災害等の対策に関する次に掲げる事項について研修を実施する。なお、研修の実施方法として、専門家による講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用する。

- (1) 放射線の性質、単位等の基礎的な事項に関すること。
- (2) 対象原子力災害等の対策体制及び組織に関すること。
- (3) 原子力施設等の概要に関すること。
- (4) 対象原子力災害等の内容とその特性に関すること。
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (6) モニタリング実施方法及び放射線測定機器に関すること。
- (7) 防災対策上の諸設備に関すること。
- (8) 緊急時に県、国、原子力事業者等が講じる対策の内容に関すること。
- (9) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (10) 避難退域時検査、原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
- (11) 過去の事故及び対処事例に関すること。
- (12) その他緊急時対応に関すること（除染の基礎技術等）。

### 2 訓練の実施

市は、緊急時通信連絡等の訓練を実施する。

### 3 関係資料の整備

市は、研修、訓練及び災害時において活用するため、地図、気象資料、平常時環境放射線モニタリングに関する資料等の整備を図る。

## 第7 防災訓練等の実施

---

市は、対象原子力災害等に係る訓練を、防災訓練の一項目として取り入れるよう努める。なお、この実施に当たっては原子力事業所立地市町の訓練実施状況を参考とする。

## 第8 県外からの避難の受入れ体制の整備

---

市は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県小浜市の避難者の一部を受け入れる。

### 1 情報連絡体制の整備

市は、県外からの避難者の受入を迅速かつ円滑に行うことができるよう、あらかじめ避難

元市（小浜市）と連絡先を交換する。また、随時、避難元市から避難者情報の提供を受け、情報の共有を行う。

## 2 広域避難の受入体制の整備

市は、広域避難を受入れるための組織体制、及び受入れ可能な避難所をあらかじめ定めておく。避難所に車両の保管場所を確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努める。

また、避難元市からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注・配布できる体制を整備しておく。

## 第5節 鳥インフルエンザ予防対策の推進

実施担当	危機管理室防災安全課、産業振興部農林振興課、健康福祉部地域医療・健康課、各支所
------	---

### 1 マニュアル等の作成

他市町村で発生した事例や関連情報等を収集し、その原因や事案対応等を研究し、マニュアル等の作成及び見直しを図る。

### 2 緊急対応体制の整備

迅速な初動対応を行うため、夜間・休日を含めた緊急連絡網を作成・維持する等、緊急対応体制の整備を図る。

また、防疫措置に必要な消毒ポイント候補地の選定、患畜等の処分計画の作成、及び防疫措置に必要な資機材の整備に努める。

### 3 関係機関との連携

市、県及び但馬管内各市町で構成する但馬地域鳥インフルエンザ対策連絡会議等を通じて、鳥インフルエンザ発生時におけるまん延防止対策等を円滑に実施できるよう、平時から連携の強化に努める。

### 4 訓練及び研修の実施

市は、鳥インフルエンザ対応に係る訓練及び研修を、関係機関や生産者等と連携して実施するよう努める。